

平成27年度

事業年報

厚生労働省北海道厚生局

は じ め に

北海道厚生局は、平成13年に中央省庁の再編統合に伴い、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として発足以来、北海道を管轄区域とし、何度かの組織再編を経て、健康、福祉、医療、食品衛生、社会保険、年金及び麻薬取締等に関する業務を実施しております。

具体的には、医師、看護師等の国家試験の事務や保健、福祉関係の補助金等の交付、医療、生活衛生、福祉関係の専門職の養成施設の指定・指導監督、福祉施設・制度の監督、食品衛生に関する指導監督、健康保険組合・企業年金の指導監督、日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、保険医療機関等の指定・登録・指導監督業務、年金制度等への審査請求、そして麻薬・覚せい剤等の取締りの業務を行っております。

北海道厚生局は、今後とも北海道における厚生行政の第一線の機関として、各自治体等との連携強化に努めるとともに、当局業務の実施体制の充実強化を図っていくことにより、地域に密着したきめ細かな行政サービスを提供し、国民の皆様の生活の向上に貢献してまいります。

本書は、平成27年度に当局が実施した業務内容、実績、各種の厚生行政の指標等に基づく分析や北海道におけるトピックス等を分かりやすくとりまとめたものです。本書が、道民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方が当局の業務や厚生行政について、一層のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成28年7月

目次

第一章 北海道厚生局の概要

1	沿革	1
2	組織と主な業務	2
3	組織目標	3

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1	医師等の国家試験	6
2	国有財産の管理・売却	7

(企画調整課)

3	北海道地方社会保険医療協議会	8
4	「国民の皆様の声」の取りまとめと報告	10

(年金審査課)

5	訂正請求	11
6	訂正請求の受付及び決定状況	12

(年金管理課)

7	日本年金機構等に対する認可・許可	13
8	国民年金等事務取扱交付金	15
9	学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定	16
10	社会保険労務士の指導・監督	17
11	年金委員の委嘱等	17

(健康福祉課)

12	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する 指定医療機関の監督等	18
13	三種病原体等の所持施設の監督	18
14	民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰	18
15	生活保護の医療扶助適正実施の確認調査	19
16	生活保護法指定医療機関に対する指導・検査	19
17	補助金等の交付に関する業務	20
18	財産処分に係る業務	22
19	各養成施設等の指定及び監督等に関する業務	22

20	社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する 実習演習科目の確認に関する業務	24
21	介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務	24
(福祉指導課)		
22	社会福祉法人の指導・監督	25
(医事課)		
23	医師と歯科医師の臨床研修	26
24	医療観察法に関する業務	28
25	医療の安全に関する取組の普及及び啓発	29
26	特殊な医薬品の製造業及び輸入販売業の許可	30
27	毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録	31
28	特殊な医薬品の製造(営業)所に対する薬事監視業務	32
29	医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務	32
30	行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修	34
31	再生医療等安全性確保法に関する業務	34
32	看護師特定行為研修に関する業務	35
(食品衛生課)		
33	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認	37
34	輸出水産食品取扱施設の認定・登録	38
35	食品輸出に関する衛生証明書等の発行	39
36	健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導	39
(保険年金課)		
37	医療保険に関する業務の指導監督等	40
38	企業年金等に関する業務の指導監督等	43
(管理課・医療課・調査課)		
39	保険診療の指導等	46
40	施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項	47
41	特定機能病院の立入検査	48
(麻薬取締部)		
42	麻薬取締	49
(社会保険審査官)		
43	審査請求の受付状況	51
44	審査請求の決定状況	52
45	審査請求の制度別内訳	52

第三章 統計・資料

1	管内状況	53
2	保険医療機関及び保険医の状況	59
3	基本診療料の届出状況	59
4	保険医療機関等の調査・指導実施の状況	60
5	医師数	61
6	北海道の産科医師及び小児科医師の推移	61
7	医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況	61
8	医師臨床研修病院一覧	62
9	歯科医師臨床研修施設一覧	63
10	北海道厚生局所管指定養成施設等一覧	
	・あん摩マッサージ指圧師養成施設	64
	・管理栄養士養成施設	64
	・栄養士養成施設	64
	・指定保育士養成施設	64
	・介護福祉士学校	65
	・福祉系高等学校等（介護福祉士）	65
	・福祉系大学等（社会福祉士）	66
	・介護福祉士実務者学校	66
	・社会福祉士学校	66
	・精神保健福祉士養成施設	66
11	総合衛生管理製造過程承認施設一覧	67
12	対EU輸出水産食品認定施設一覧	70
13	対米国輸出水産食品認定施設一覧	70
14	食品衛生法に基づく登録検査機関一覧	72
15	健康保険組合一覧	73
16	厚生年金基金一覧	73
17	国民年金基金一覧	73
18	企業年金基金一覧	73
19	学生納付特例事務法人・事務取扱教育施設一覧表	74
20	国家資格の概要	75

第一章 北海道厚生局の概要

1. 沿革

○平成13年 1月 6日

中央省庁等改革における厚生労働省の発足に際し、旧北海道地方医務局と旧北海道地区麻薬取締官事務所を統合し、これに本省及び北海道社会保険事務局からの移管事務を加え、北海道厚生局が発足。

総務課、保健福祉課、社会保険課、病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）を設置。

○平成15年 4月 1日

病院管理部を病院管理部門とし、健康福祉部（保健福祉課、社会保険課）を設置。

○平成16年 4月 1日

国立病院等の独立行政法人化に伴い、病院管理部門を廃止。

健康福祉部において保健福祉課が廃止され、健康課、福祉課、医事課、食品衛生課が設置される。

麻薬取締部において、麻薬取締部調査室が調査総務課となる。

○平成20年 4月 1日

企画調整課を設置。

○平成20年10月 1日

平成22年1月の社会保険庁廃止へ向けた業務移管に伴い、指導部門を設置（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課）。

健康福祉部において健康課、福祉課、社会保険課が廃止され、健康福祉課、指導養成課、保険年金課を新設。

○平成22年 1月 1日

社会保険庁の廃止に伴う業務移管により年金管理課を設置すると共に、北海道社会保険事務局に置かれていた社会保険審査官を北海道厚生局に配置。

○平成26年 4月 1日

健康福祉部において指導養成課を廃止。

指導部門において調査課を新設。

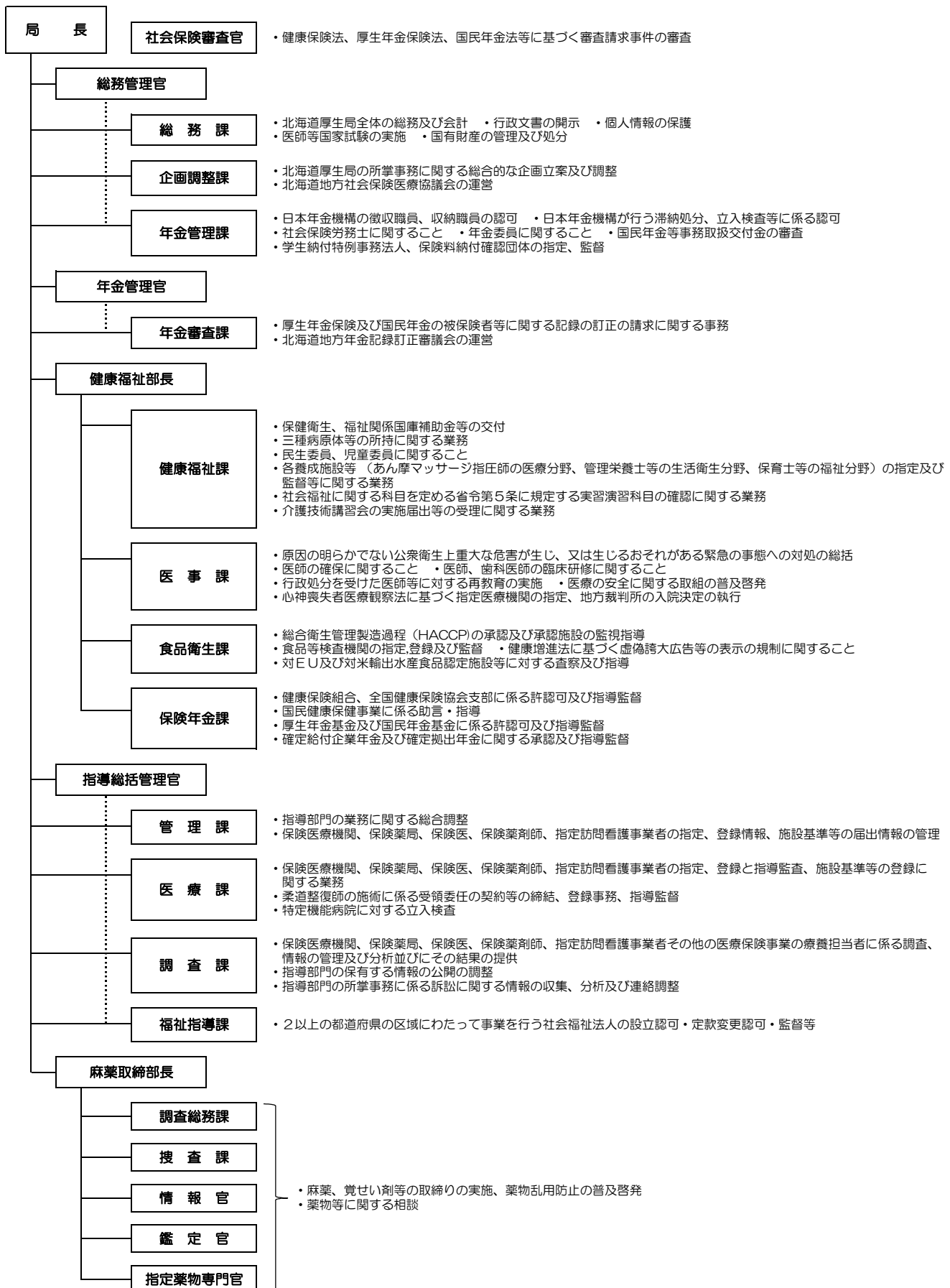
○平成27年 4月10日

年金審査課を設置。

2. 組織と主な業務

【組織図】

【主な業務】



3. 組織目標

厚生労働省においては、平成22年度を厚生労働省改革元年と位置付け、その一環として厚生労働省及び省内の局の目標を定め、こうした組織目標に沿って組織運営に取り組むこととしました。そして、地方支分部局等においても、組織としても達成すべきミッションや目標を踏まえて個々の職員の目標が設定できるよう、組織目標を設定しました。

なお、平成28年度における北海道厚生局の組織目標は以下のとおりです。

北海道厚生局の組織目標

1. 北海道厚生局のミッション

国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心等を担う厚生行政の政策実施機関として、生活者の立場で行政サービスを提供するとともに、迅速かつ的確に業務を実施することで、厚生行政の施策を一層推進する。

2. 平成28年度の組織目標【平成28年4月～平成29年3月】

	内 容	備 考
1	期限（3月末） 数値目標（一） 【業務の適切な遂行】 ○事業計画に基づき、適時・適切に業務を行う。 ○外部からの問い合わせ等に対し、丁寧な対応を心掛ける。また、所掌業務に関する法令や各種の手続き等について、事業者等に適切な支援を行う。 ○職員が、法令等の規範や公務員倫理を遵守しつつ、職務を適切に遂行するよう、局内の会議の場を通じた周知・徹底や研修等を通じて意識改革を推進する。 ○課室単位での業務連絡会議を定期的に関催し、職員間の業務に関する情報の共有の徹底を図る。 ○迅速かつ正確な事務処理を徹底し、上司等によるチェックを確実に実施する。 ○情報セキュリティに関する教育、周知を徹底し、個人情報を含む重要情報について、情報漏洩などの不測の事態が生じないよう、適切に管理を行う。 ○市町村における医療介護連携、地域包括ケアシステムの取組みの推進・支援を的確かつ円滑に実施するため、当面は全国的な情報の収集と道内の実態把握を行う。	
2	期限（3月末） 数値目標（一） 【実態把握及び適切な指導等の実施】 ○許認可施設等に対し、法令等に基づき、公平・公正な実地指導・認可等を実施する。 ○所掌する分野において北海道管内の実態を情報収集・分析し、活用を図るとともに、厚生行政の政策課題に対応するよう努める。 ○麻薬・覚せい剤等違法薬物の取締において、警察、税関、海上保安等の関係機関等との協力及び連携体制の強化を図り、薬物の流通実態を把握して道内における拡散を防止する。	
3	期限（3月末） 数値目標（一） 【わかりやすい情報提供の推進】	

	<p>○当局の業務内容等に関する情報を積極的、かつわかりやすくホームページに掲載し、地域住民及び関係自治体等の理解を深める。</p> <p>○先進的な自治体事例や好取組、あるいは関連重要施策等をホームページ等から発信し、他の事業者等による活用を促す。</p> <p>○昨年度実施した自治体及び事業者指導における実施結果等について情報発信し、事業の改善を促す。</p>	
4	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【業務改善とコスト削減への取組】</p> <p>○事業の実施状況を把握し、必要な改善点等を次年度の事業計画に反映させるなど、PDCAサイクル手法による業務改善を実施する。</p> <p>○マニュアル等を整備し、業務の標準化、効率化を図る。</p> <p>○コスト削減に取り組み、効率的で無駄のない予算執行を行う。</p> <p>○電子決裁を引き続き推進し、各課室における電子決裁率を毎月90%以上とする。</p> <p>○地球温暖化対策の観点から、消費電力の抑制に取り組むとともに、節電計画が策定された場合は、適切な節電対策を実施する。</p>	
5	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【職場環境の改革の推進】</p> <p>○ワークライフバランスの推進のため、マンスリー休暇の取得等年次休暇の取得促進や男性の育児休暇等の取得促進、超過勤務の縮減等、各職場において働き方と休み方の改革を進める。</p> <p>○部課長連絡会議や課内会議等を通じて組織内コミュニケーションを活性化するとともに、職員間で業務の目的意識を共有すること等により、職員のやりがいを醸成する。</p> <p>○女性の活躍推進のため、多様な職務機会の付与等に努める。</p> <p>○職員に対するストレスチェックを実施し、職員のメンタルヘルス不調のリスクの低減を図る。なお、実施に当たっては、受検率を上げるための措置を講じる。</p>	
6	<p>期限（3月末） 数値目標（一）</p> <p>【大規模災害等への対応】</p> <p>○大規模災害等が発生した場合には、本省等と連携を図りつつ、適切かつ迅速な対応を図る。</p>	

【職員の能力向上のための取組み】

テーマ	内 容	備考
人材育成・組織活性化	<p>○日常のOJT（職場内訓練）に加え、職員研修や課内勉強会等の実施により、職員の職務遂行に必要な能力、資質等の向上を図る。</p> <p>○業務進捗会議や定例ミーティング等の実施により、職員間の情報の共有を図るとともに、相談しやすい雰囲気、体制を作る。</p> <p>○人事院等が実施する研修会等へ積極的に参加する。</p> <p>○職員が、法令等の規範や公務員倫理を遵守しつつ、職務を適切に遂行するよう、局内の会議の場を通じた周知・徹底や研修等を通じて意識改革を推進する。（再掲）</p>	
実態把握能力	<p>○自治体や関係機関等との意見交換等を積極的に行うことにより、当該関係機関等との更なる連携強化を図り、より実態に即した効果的な業務運営の推進に努める。</p> <p>○問題発生時には現地に出向く事を原則とし、状況把握を迅速に行う。</p> <p>○国民の声の把握・分析を進め、業務改善に反映する。</p>	

新政策企画・立案能力	○事業実績等の実態を踏まえ、将来を見通しつつ、国民の視点に立って、事業の企画・立案を行う。	
政策検証能力	○関係機関等を対象とした各種説明会・研修会等を通じて収集した意見等の検証を行う。	
コミュニケーション能力	○日常業務についての報告・連絡・相談及び出勤・退庁の際の挨拶を徹底し、コミュニケーションを図る。 ○会議・研修会等におけるプレゼンテーション能力や、日常業務における説明能力の研鑽・指導に心がける。 ○関連する情報を幅広く収集し、自治体等の各種会議等で情報発信する。 ○当局の業務に関する情報を積極的、かつわかりやすくホームページに掲載する。(再掲)	
コスト意識	○事業の企画・立案や事業の実施において、コスト削減を徹底する。 ○消耗品等の物品の効率的な使用(物品の再利用、両面コピーの実施等)、及び効率的・計画的な出張等により、コストを削減する。 ○マニュアル等を整備し、業務の標準化、簡素化を図るとともに、働き方改革を進め、超過勤務時間を縮減する。	
業務改善能力	○事業の実施状況を把握し、必要な改善点等を次年度の事業計画に反映させるなど、PDCA サイクル手法による業務改善を実施する。(再掲) ○所掌する分野において北海道管内の実態を情報収集・分析し、日々の業務での活用を図る。(再掲) ○「国民の皆様の声」及び「ホームページに寄せられたご意見・ご要望」については、本省担当部局、関係機関等へ情報提供を行うとともに、必要に応じて分析や検討を行い、業務改善の取り組みに反映させる。 ○迅速かつ正確な事務処理を徹底し、上司等によるチェックを確実に実施する。(再掲)	
リスク対応能力	○状況の変化や問題が生じた場合に国民のリスクを最小化するため、情報の速やかな公表を含め早期対応を適切に行う。 ○国民からの開示請求に対し、速やかに開示できるよう行政文書の保全・管理に努める。	

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1. 医師等の国家試験

(1) 北海道厚生局で実施する国家試験

北海道厚生局では、平成23年度より民間委託している5種（臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士）及び関東信越厚生局と近畿厚生局の2局のみで実施される視能訓練士を除いた下記の6種を実施しています。

(平成27年度試験日程等)

試験区分	試験期日	願書受付期間	試験会場	合格発表日
第109回 歯科医師	平成28年 1月30日~1月31日	平成27年 11月2日~11月30日	札幌コンベンションセンター	平成28年3月18日
第110回 医師	平成28年 2月6日~8日	平成27年 11月2日~11月30日	札幌コンベンションセンター	平成28年3月18日
第99回 助産師	平成28年 2月17日	平成27年 11月20日~12月11日	札幌第1合同庁舎2階講堂	平成28年3月25日
第102回 保健師	平成28年 2月16日	平成27年 11月20日~12月11日	札幌コンベンションセンター	平成28年3月25日
第105回 看護師	平成28年 2月14日	平成27年 11月20日~12月11日	札幌コンベンションセンター TKP札幌駅カンファレンスセンター 代々木ゼミナール札幌校	平成28年3月25日
第101回 薬剤師	平成28年 2月27日~28日	平成28年 1月4日~1月15日	札幌コンベンションセンター	平成28年3月28日

(2) 平成27年度医師等国家試験（6種）の実施状況

試験区分	受験者数			合格者数			合格率 ()は全国値		
	26年度	27年度	対前年度比 (%)	26年度	27年度	対前年度比 (%)	26年度	27年度	対前年度 増△減
歯科医師	159	146	91.8	109	85	78.0	(63.8) 68.6	(63.6) 58.2	(△0.2) △10.4
医師	324	351	108.3	305	324	106.2	(91.2) 94.1	(91.5) 92.3	(0.3) △1.8
保健師	740	218	29.5	736	195	26.5	(99.4) 99.5	(89.8) 89.4	(△9.6) △10.1
助産師	70	64	91.4	70	64	91.4	(99.9) 100.0	(99.8) 100.0	(△0.1) 0.0
看護師	3,009	2,974	98.8	2,736	2,703	98.8	(90.0) 90.9	(89.4) 90.9	(△0.6) 0.0
薬剤師	429	476	111.0	229	346	151.1	(63.2) 53.4	(76.8) 72.7	(13.6) 19.3

(3) その他の国家試験

厚生局で実施する試験のほかに、国から指定を受けた指定試験機関が実施する国家試験13種^(※)があります。また、歯科技工士及び製薬衛生師は北海道庁が実施しています。

(※) 理容師、美容師、社会福祉士、精神保健福祉士、救急救命士、義肢装具士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士

2. 国有財産の管理・売却

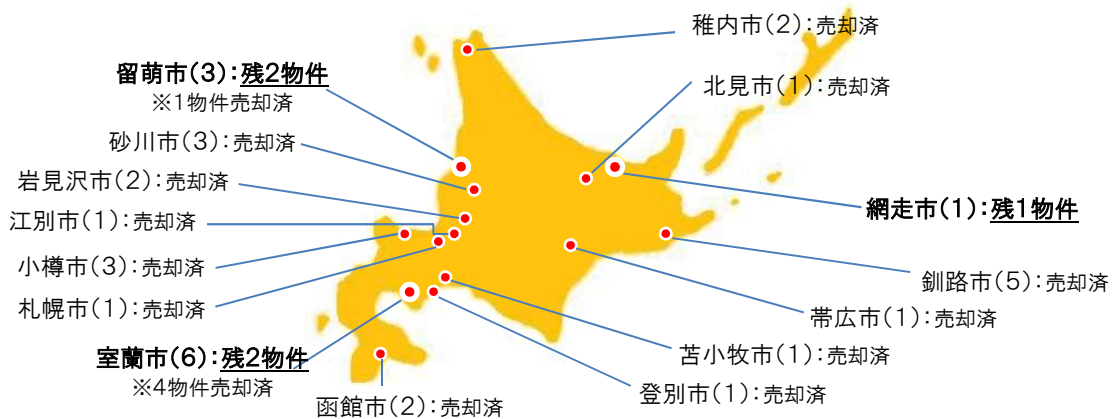
北海道厚生局では、平成21年12月まで旧北海道社会保険事務局が管理していた年金特別会計所管の国有財産33物件の管理・売却事務を引継ぎ、未利用となっている土地・建物を『一般競争入札』及び『随意契約』により売却しています。

平成27年度末までに、28物件の売却が完了しており、売却に至っていない5物件については、維持管理を行なうとともに、北海道財務局の協力を得ながら、引き続き売却を進めていきます。

北海道厚生局ホームページ（国有財産の特設ページ）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/nenkin_kanri/kokuzai-tokusetsu.html

【旧北海道社会保険事務局より管理・売却事務を引継いだ物件の位置及び件数】



【平成27年度末までの売却実績】

【北海道厚生局が管理する国有財産】

平成27年度末現在

単位（件）・年度ごと

売却方式	21	22	23	24	25	26	27	計
一般競争入札	0	1	7	2	1	0	0	11
先着順による 随意契約（入札後）	0	0	4	10	1	0	0	15
その他（※）	0	2	0	0	0	0	0	2
計	0	3	11	12	2	0	0	28

（※）公共の目的に使用する（用途指定）目的で随意契約により売却したもの。

室蘭市
室蘭市母恋南町4丁目32番136(土地)
室蘭市西小路町42番17(土地)
網走市
網走市大曲2丁目79番2(土地)
留萌市
留萌市沖見5丁目73番 他(土地)
留萌市沖見5丁目63番2 他(土地)

※物件所在地は地番表記です。

《北海道財務局への国有財産売却事務の委任について》

国有財産の売却に関するノウハウを有する北海道財務局へ、平成25年度より売却事務（競争入札等の手続きなど）を委任しています。

上記の5物件は、北海道財務局において平成28年1月7日に一般競争入札が実施され、3月1日から6月15日まで随意契約による売却が行われています。引き続き北海道財務局と連携し、早期売却を図ります。

(企画調整課)

3. 北海道地方社会保険医療協議会

北海道厚生局では、社会保険庁改革の一環として、平成20年10月より保険医療機関や保険医の指定・登録に関する業務を旧北海道社会保険事務局から移管されています。

保険医療機関などの指定とその取消し、保険医などの登録の取消しを行う場合には、健康保険法に基づき社会保険医療協議会へ諮問することとされており、北海道厚生局では、旧北海道社会保険事務局からの業務移管に伴って、平成20年10月に北海道地方社会保険医療協議会を設けました。

保険医療機関や保険医などの指定・登録制度

病院・診療所などの医療機関や医師が保険診療を行うためには、医療機関は保険医療機関の指定を受け、医師は保険医として登録される必要があります。同様に保険調剤を行う薬局と薬剤師も保険薬局、保険薬剤師の指定・登録が必要です。

保険診療や保険調剤を行うと、保険医療機関や保険薬局は患者と医療保険（国民健康保険や協会けんぽなど）に費用を請求しますが、この費用は、国が診療や調剤の内容に応じて診療報酬として定めています。

万一、架空請求などの不正が行われた場合には、前述の指定・登録を取消し、以後の保険診療を行わせない行政処分をすることがあります。また、不正に得た診療報酬の返還を指示しています。

※ 保険医療機関等の指定・登録の状況や指導監督業務については、医療課・管理課のページをご参照下さい。

協議会の所掌と構成

(1) 協議会の所掌

社会保険医療協議会法（以下「法」といいます。）により、以下のとおり定められています。

○第2条第2項

地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

(2) 協議会の構成（法第3条）

以下の20人の委員によって構成されています。

- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側関係委員）・・・・・・・・・・7人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側関係委員）・・・・・・・・7人
- 三 公益を代表する委員（公益関係委員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6人

なお、臨時委員と10人以内の専門委員を置くことができますが、北海道地方社会保険医療協議会では設置していません。

協議会での審議

協議会での審議は、総会（20人全員）と 部会（支払側関係3人、診療側関係3人、公益関係2人の計8人）に分かれます。また、会長及び部会長は公益関係委員の中から選出されます。

（1）総会

指定・登録の取消しについて諮問を受けて審議するほか、取消相当（※）について建議しています。また、保険医療機関及び保険薬局の指定申請に対して、これを指定しないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）なども総会で審議されます。

平成27年度は3回の総会が開催され、以下の結果となりました。

※ 指定・登録の取消（行政処分）を行う前に、指定の辞退や登録の抹消の申出が行われると、行政処分が行えないことがあります。こうした場合、取消に相当する保険医療機関等については取消相当として公表しています。

○平成27年度 総会の審議状況

審議事項	件数			
	医科	歯科	薬局	合計
指定の取消	0	1	0	1
登録の取消	1	2	0	3
指定の取消（取消相当）	1	1	0	2
登録の取消（取消相当）	0	0	0	0
指定をしないこと	0	0	0	0
取消後の再指定	0	0	0	0

審議結果：諮問等どおり了承された。

（2）部会

保険医療機関又は保険薬局の指定について審議しています。ただし、次の事項は総会で審議されます。

- 一 保険医療機関の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定（取消後の再指定）
- 二 指定をしないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）

平成27年度は12回の部会が開催され、以下の結果となりました。

○平成27年度 部会での審議状況

新規指定				切替指定				合計			
合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局
477	156	124	197	1010	444	344	222	1487	600	468	419

審議結果：諮問どおり了承された。

指定期間は6年となっているため、6年ごとの更新手続きが必要です。

4. 「国民の皆様の声」の取りまとめと報告

(1) 制度の概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」には、厚生労働行政の施策改善につながるきっかけとなるものであることから、北海道厚生局に寄せられた内容を一定期間ごと厚生労働省ホームページで公表しています。

(2) 業務内容

企画調整課においては、北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所掌する厚生労働省の部局へ連絡しています。

平成27年度中に北海道厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」は次のとおりです。

(3) 実績

「国民の皆様の声」を連絡した部局〔厚生労働本省〕	件数
医 政 局	1
健 康 局	1
保 険 局	1
年 金 局	2

(年金審査課)

年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の年金記録の訂正請求に関する事務・調査及び北海道地方年金記録訂正審議会の運営などを行っています。

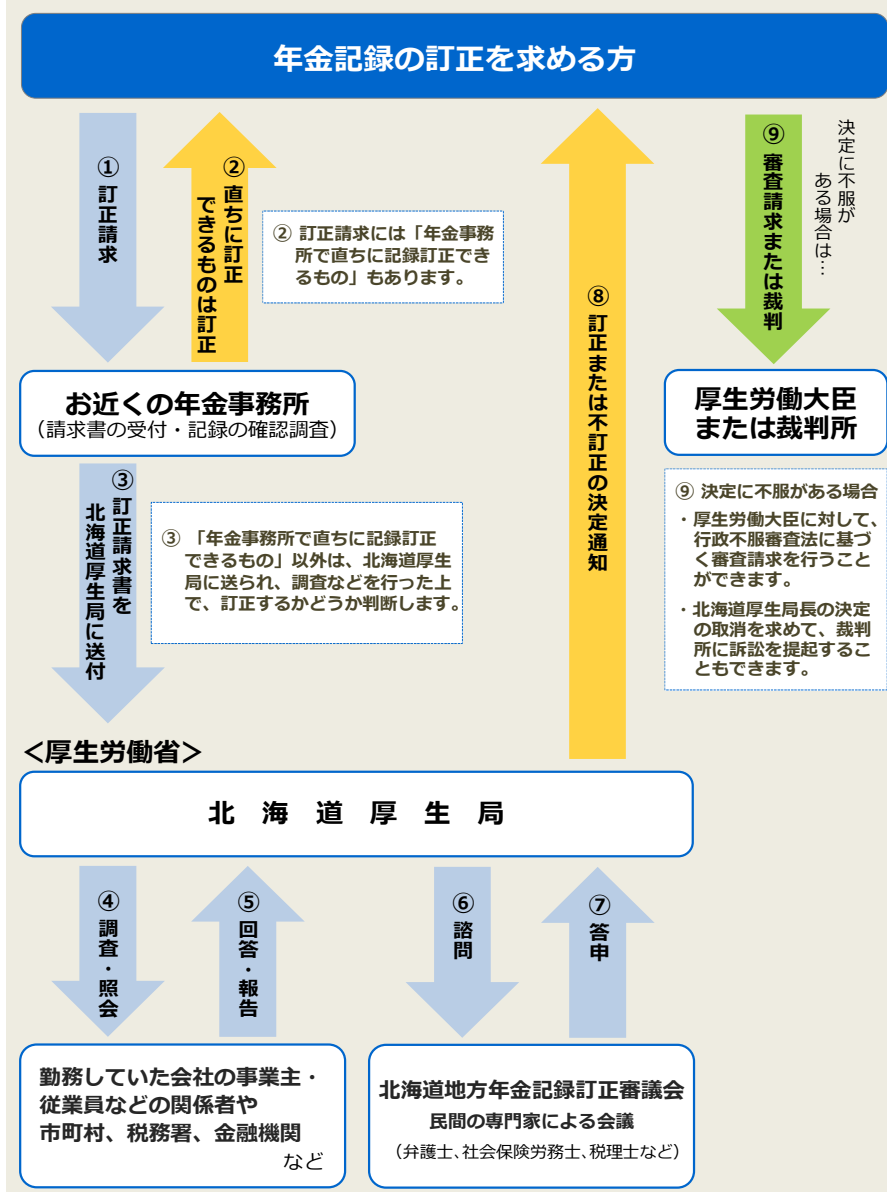
(平成27年度新設)

5. 訂正請求

訂正請求とは

- 年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。
- 年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。
- 請求を受けた厚生労働省は、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。
- この結果、請求を認めるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金の額を変更します。年金額が増える場合、過去にさかのぼって変更します

年金記録の訂正手続の流れ



6. 訂正請求の受付及び決定状況

訂正請求の受付及び決定状況は以下のとおりです。

○北海道厚生局における年金記録訂正処理状況(平成27年度)

区分	訂正請求受付件数	処分通知済件数		
		内 訳		
厚生年金保険	103 (19)	72	訂正(一部訂正含む)	35
			不訂正	37
国民年金	38 (7)	28	訂正(一部訂正含む)	7
			不訂正	20
			却下	1
合 計	141 (26)	100	訂正(一部訂正含む)	42
			不訂正	57
			却下	1
調査中等		41	調査中	33
			取下げ、機構返戻	8

※()は総務省年金記録確認北海道地方第三者委員会からの業務移管に伴う引継ぎ件数

(年金管理課)

政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業は、平成 22 年 1 月 1 日に設立された日本年金機構^(注 1)（以下「機構」といいます。）が、加入指導や保険料徴収、年金受給や年金記録に関する相談等、公的年金にかかる一連の運営事務を担っています。

北海道厚生局では、国（厚生労働省）が行う必要がある次の事務について、年金管理課が所管し業務を行っています。

(注 1) 機構は、本部を東京に置き、年金事務所を全国に 312 ヶ所、事務センターを 39 都道府県に設置した特殊法人で、北海道には 16 年金事務所、1 ブロック本部、1 事務センターが設置されています。

7. 日本年金機構等に対する認可・許可

① 日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可

厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」といいます。）に加入している事業所の従業員（被保険者）の保険料は、被保険者と事業主がそれぞれ折半で負担し、事業主がまとめて納付しています。その保険料や全額事業主負担の子ども・子育て拠出金、自営業などの方が加入し納める国民年金保険料（以下「保険料等」といいます。）の収納事務については、機構の「収納職員」に、保険料等が納付されない場合の滞納処分（財産調査や差押等）については、機構の「徴収職員」に行わせることが社会保険各法令で定められています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要であり、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、機構北海道ブロック本部から年金事務所に配置する「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請があった際は、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

② 保険料等の滞納処分に係る認可

保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所、国民年金の被保険者やその連帯納付義務者（世帯主及び配偶者）に対し、滞納処分（財産調査や差押等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要であり、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、機構本部（通常分^(注 2)）及び各年金事務所（緊急分^(注 3)）から認可申請があった際は、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

(注 2) 機構本部にて各年金事務所の滞納処分を行う対象をとりまとめ、定期的に認可申請をすることです。

(注 3) 事業の廃止や破産など、急な対応を行う必要がある際に、年金事務所から個別に認可申請をすることです。

③ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

機構が厚生年金保険等に未加入の法人事業所や、一部の業種を除く従業員 5 人以上の個人事業主に対して行う加入指導・立入検査、又は事業主からの各種届出内容などを確認する事業所の調査（以下「立入検査等」といいます。）については、事前に厚生労働大臣の認可が必要であり、その認可の権限は地方厚生局長に委任されています。

また、厚生年金保険・国民年金の被保険者及び受給権者に対して実施する調査においても、事業所への立入検査等と同様に認可が必要となっています。

北海道厚生局では、機構北海道ブロック本部から認可申請があった際は、当該申請の内容を審査し、認可を行っています。

以下は、平成22年度から27年度における機構北海道ブロック本部に対して認可した実績件数です。

① 徴収職員、収納職員の認可

		認可件数					
年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
徴収職員		42	61	72	51	69	52
収納職員		43	66	64	44	61	54
計		85	127	136	95	130	106

② 滞納処分に係る認可

		認可件数					
(1) 厚生年金保険		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度							
通常分		81,030	79,490	77,155	73,917	70,459	66,043
緊急分		215	161	142	66	54	35
計		81,245	79,651	77,297	73,983	70,513	66,078

(2) 国民年金		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度							
通常分		248	486	876	802	834	980
緊急分		48	58	42	21	24	10
計		296	544	918	823	858	990

③ 立入検査等に係る認可

		認可件数					
(1) 事業所への立入検査等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度							
適用事業所分		10,873	29,562	30,482	28,108	29,142	25,836
未加入事業所分		2,556	2,066	3,798	7,985	4,067	3,066
計		13,429	31,628	34,280	36,093	33,209	28,902

(2) 被保険者・受給権者への調査		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度							
被保険者分		0	0	0	0	0	0
受給権者分		17	24	9	8	9	9
計		17	24	9	8	9	9

④ 厚生年金保険料等の納付の猶予

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第46条に定める規程により、厚生年金保険料等の納付義務者（事業主）が災害により相当な損失を受けた場合やその他一時的に保険料を納付することができない理由がある場合に、納付義務者はその保険料の納付の猶予等（猶予、猶予の取消、期間の短縮・延長）を申請することができます。

当該申請は、日本年金機構を経由して地方厚生局に提出され、北海道厚生局では当該申請の内容を審査し、許可等を行っています。

なお、この制度に関する事務は平成24年11月から厚生局で行っていますが、平成28年3月31日現在この制度の申請はありません。

8. 国民年金等事務取扱交付金

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、次の①、②のとおり市町村において実施しており、この事務の実施に要する費用については、地方厚生局長が市町村からの申請の内容を審査し、厚生労働大臣が交付しています。

① 厚生労働省が行う事務の一部について法律により市町村が行うこととされている事務（法定受託事務）に対する費用の交付

基礎年金、福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法律により法定受託事務として市町村が行っています。法定受託事務に要する費用は、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

② 国民年金事務に関して市町村の協力や連携のもとに実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務に付随する事務や国民年金に関する相談などについては、受給者・被保険者に対するサービス低下を来さないよう市町村が厚生労働省や機構に対して協力・連携のもとに事務を行っています。その事務に要する費用について、市町村の申請に基づき厚生労働大臣が交付しています。

平成25年度から27年度に申請に基づき市町村に交付した実績額は次のとおりです。

単位(円)

	市町村数	① 法定受託事務	② 協力・連携事務	合計
平成25年度	179	1,081,879,952	207,746,405	1,289,626,357
平成26年度	179	1,144,472,165	254,017,704	1,398,489,869
平成27年度	179	1,125,442,272	234,512,562	1,359,954,834

(注) 平成27年度は決算未了のため、金額に変更が生じる場合があります。

9. 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定

① 学生納付特例事務法人

20歳以上の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校などの学生・生徒（以下「学生等」といいます。）は国民年金に加入する義務があります。しかし、所得が少ないなどの理由で保険料の納付ができず、老後の年金や不慮の事故・病気などで障害を負った際の障害年金などが受給できなくなるのを防止することを目的に、本人からの申請で保険料の納付が10年間猶予される「学生納付特例」制度があります。

この制度を利用するためには、学生等である期間中、毎年居住する市町村の窓口や年金事務所に申請を行う必要がありますが、できる限り申請しやすい環境を整備する観点から大学や教育施設など（以下「大学等」といいます。）が「学生納付特例事務法人」の指定（国又は地方公共団体が設置する教育施設の場合は「確認」）を受けることで、学生等からの申請を代行して受理することができます。この指定・確認の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されています。

北海道厚生局では、制度の普及に努め、大学等から申請がされた際に、指定・確認やその取消を行っています。

平成26年3月末時点で、北海道で指定・確認を受けている大学等は4校でしたが、平成26年度に法律改正がおこなわれ、平成28年3月末時点で22校が指定・確認を受けています。

（注）北海道で学生納付特例事務法人の指定を受けている大学等は、「第三章 統計・資料」をご覧ください。

② 保険料納付確認団体

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体などが、厚生労働大臣の指定を受けることで、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、本人に代わって保険料の納付状況を確認することができる「保険料納付確認団体」制度があります。

構成員へ保険料納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促進することにより、年金を受給する権利を確保することがこの制度の目的です。この指定の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されており、現在下記の1団体が指定されています。

北海道厚生局では、「保険料納付確認団体」への指定を希望する団体から当該申請がされた際に、指定を行っています。

団体名	所在地	指定年月日
北海道社会保険労務士会	札幌市中央区	H20.5.19

10. 社会保険労務士の指導・監督

北海道厚生局では、「社会保険労務士法」に基づく社会保険労務士等の業務の適正な運営を確保するため、厚生労働大臣から委任を受けて次の指導、監督などの業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告聴取、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

北海道において、平成27年度に不適正な事案はありません。

平成28年3月末時点での北海道内の社会保険労務士の会員数は38法人、1,212人です。

11. 年金委員の委嘱等

年金委員とは、機構が行っている厚生年金保険や国民年金制度の適用、給付、保険料などについて、会社や地域で啓発、相談及び助言などの自主的な活動を行うほか、機構の業務に協力するなど、無報酬で行う奉仕的な民間協力員として、厚生労働大臣が委嘱します。

北海道厚生局では、事業所及び市町村などから機構を通じて年金委員に推薦された方の審査を行い、委嘱・解嘱状及び年金委員証明書の発行、年金委員名簿の管理などを行っています。

年金委員は活動する領域により次の二つに区分されています。

①「職域型」の年金委員

- ・厚生年金保険の適用事業所ごとに設置します。
- ・設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所にあつては1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所にあつては2名以上とし、任期はありません。

②「地域型」の年金委員

- ・市町村などの各種団体からの推薦により設置します。任期は3年です。

以下は、平成22年3月から28年3月末現在の年金委員委嘱数の推移です。

	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31
職域型	5,164	5,046	4,976	4,876	4,707	4,650	4,550
地域型	97	97	96	253	313	342	296
計	5,261	5,143	5,072	5,129	5,020	4,992	4,846

(健康福祉課)

1 2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の監督等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、都道府県知事が指定した医療機関に対して、必要に応じて監督等を行っています。

1 3. 三種病原体等の所持施設の監督

生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下、病原体等という）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、管理体制の確立を行うこととされています。

北海道厚生局では、北海道内に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(実績)

	平成26年度	平成27年度
病原体等所持者からの変更届出の受理	5	2
病原体等所持施設立入検査	2	1

1 4. 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並びに表彰

民生委員は、民生委員法の規定に基づき、都道府県知事（政令市、中核市の長を含む）からの推薦により厚生労働大臣から委嘱され、福祉事務所等の関係行政機関に対する協力業務や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事し、その任期は3年となっています。

また、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童福祉司や社会福祉主事の行う職務への協力を行っています。

そのうち、主任児童委員は児童委員のうちから厚生労働大臣が指名することとなっており、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

北海道厚生局では、北海道における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・指名状況

	平成26年度	平成27年度
民生委員・児童委員数	12,659	12,615

(参考：平成27年度末内訳)

	現在数	
		うち主任児童委員
北海道	8,305	742
札幌市	2,840	187
旭川市	706	57
函館市	764	65
合計	12,615	1,051

	平成26年度	平成27年度
民生委員・児童委員の委嘱	288	340
民生委員・児童委員の解嘱	263	337
主任児童委員の指名	24	38
厚生労働大臣表彰状の授与	34	40
厚生労働大臣感謝状の授与	104	137

15. 生活保護の医療扶助適正実施の確認調査

北海道厚生局では、北海道、札幌市、旭川市、函館市に対し、医療扶助が適正に行われるよう自立支援給付の適切な適用等について確認調査を行っています。

具体的には、自立支援給付の適切な適用、向精神薬の重複処方改善、指定医療機関に対する指導・検査について、取組状況や向精神薬の多重処方者への対応等について確認をしています。

	平成26年度	平成27年度
調査実績(件数)	4	4

16. 生活保護法指定医療機関に対する指導・検査

平成26年度から、生活保護医療の給付が適切に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図るため、生活保護法指定医療機関に対する指導を厚生労働大臣も行うことになり、北海道厚生局では、平成27年度から地方自治体との共同指導を行っています。

	平成27年度
指導実績(件数)	2

17. 補助金等の交付に関する業務

地方公共団体等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

施設整備等に係るもの

	交付目的	件数及び交付金額(千円)			
		平成26年度		平成27年度	
		件数	金額	件数	金額
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の施設に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため。	2	20,293	0	0
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金	都道府県等の医療機関等の設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため。	16	124,601	10	47,150
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)	市町村によって作成された先進的事業整備計画に基づく事業、又は介護ロボット等導入支援事業の実施に要する経費を交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設の整備事業の推進並びに介護ロボットの普及により、働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保等により介護離職の防止を図るため。	33	1,205,431	26	386,603
地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)		22	231,932	0	0
次世代育成支援対策施設整備費交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設整備等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより次世代育成支援を推進するため。	5	280,105	13	690,718
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図るため。	31	617,804	26	390,519
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	地方公共団体等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図るため。	0	0	0	0
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図るため。	-	-	21	950,063

義務的経費にかかるもの

	交付目的	件数及び交付金額(千円)			
		平成26年度		平成27年度	
		件数	金額	件数	金額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、公共の福祉の増進を図るため。	5	65,606	5	76,254
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、公共の福祉の増進を図るため。	5	4,753	5	5,147
原爆被爆者健康診断交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図るため。	1	5,168	1	5,188
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図るため。	1	174,005	1	166,103
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるため。	1	3,917	1	4,329
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父や母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るため。	36	9,756,212	36	9,678,356
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県等が特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて行う特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付することにより、円滑な運営を図るため。	180	168,713	180	77,054
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を持つ者の福祉の増進を図るため。	36	1,386,025	36	1,384,823

	交付目的	件数及び交付金額(千円)			
		平成26年度		平成27年度	
		件数	金額	件数	金額
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図るため。	1	61,302	1	61,024
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県等が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図るため。	34	3,899,124	34	4,268,273
保育所運営費国庫負担金	保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図るため。	79	15,776,754	-	-

18. 財産処分に係る業務

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、取り壊す等の処分を行う場合、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

北海道厚生局においては、管内自治体から提出された財産処分承認申請書の審査、承認及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

（実績）

	平成26年度	平成27年度
財産処分承認申請件数	18	22
包括承認(報告)件数	16	16

19. 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務

北海道厚生局では、下記の7種類の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設等の指定及び監督等に関する業務を行っています。

①養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格が得られるもの

生活衛生分野 … 栄養士

福祉分野 … 保育士、介護福祉士※

②養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 … あん摩マッサージ指圧師

生活衛生分野 … 管理栄養士

福祉分野 … 社会福祉士、精神保健福祉士

※介護福祉士の資格取得については、平成34年度から国家試験の合格が必要となります。

平成27年度に健康福祉課が行った指定、変更承認、変更届等の受理件数は、下表のとおりです。

なお、精神保健福祉士養成施設については、平成27年度末現在、北海道厚生局の所管となるものはありません。また、平成28年3月31日から指定保育士養成施設に係る業務は、事務・権限移譲（地方分権）により北海道庁へ移管されました。

※ 養成施設等の数や名称等は、第三章10「北海道厚生局所管指定養成施設等一覧」を、また各資格の概要は、第三章20「国家資格の概要」をご参照ください。

北海道厚生局では、養成施設等における指定規則等の遵守状況を確認するとともに、併せて指導や助言を行うことにより、適正な運営の推進を図ることを目的として、所管する全ての養成施設等に対して定期的に実地における指導調査を行っています。

あわせて、養成施設等が遵守状況を点検できるよう、自己点検表を北海道厚生局ホームページに掲載し、養成施設等自身による自己点検を奨励しています。

※平成27年度 各養成施設等に係る指定、変更承認等の件数

(単位：件)

養成種別		新規指定	変更承認	変更届出	指定取消 廃止承認
1	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設	0	0	0	0
2	栄養士養成施設	0	1	2	0
3	管理栄養士養成施設	0	0	0	0
4	指定保育士養成施設	2	7	8	0
5	社会福祉士学校	0	0	0	0
6	介護福祉士養成施設等	0	0	37	2
	介護福祉士学校	0	0	15	1
	福祉系高等学校等	0	0	22	1
	介護福祉士実務者学校	0	0	0	0
合計		2	8	47	2

20. 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

福祉系大学等において平成21年度から導入された社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省、厚生労働省令第3号）第5条に規定されている実習演習科目の確認に関する業務について、平成27年度の実績は次のとおりです。

（単位：件）

実習演習科目の確認	変更届出の受理	確認の取消承認
0	25	1

21. 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第23条の2に規定されている介護技術講習の実施届出等に受理状況について、平成27年度の実績は次のとおりです。

（単位：件）

講習会実施届出受理	実施回数	受講者数	修了者数
2	7	88	86

○講習会を実施した介護福祉士学校等の数 2校

(福祉指導課)

福祉指導課は介護事業などを運営する社会福祉法人の設立認可や監督などの業務を担当しています。

2.2. 社会福祉法人の指導・監督

社会福祉法に基づき社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人のうち、全国を単位として事業を行う社会福祉法人を除き、二以上の都道府県の管轄区域において事業活動する社会福祉法人で、主たる事務所が北海道厚生局管内に所在する社会福祉法人を所管しており、当該社会福祉法人の設立認可、定款変更認可、指導監督等を行っています。

これら所管する社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき概ね2年に1回実施しています。

なお、この業務は、平成28年度から事務・権限移譲（地方分権）により北海道庁へ移管されました。

(医事課)

医事課では、医療という幅広い分野のなかで、医師・歯科医師の育成に関わる臨床研修や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を目的とした医療観察法に関する業務、医療の質と安全性の向上に関する取組の普及啓発、医師不足に対応する医師の確保や地域医療の確保・推進に関すること、行政処分を受けた医師又は歯科医師の再教育に関する事務を行っています。また、薬事法に基づく特殊な医薬品の製造（輸入販売）業の許可・監視業務、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物原体の製造（輸入）業に係る登録事務等を行っています。

平成26年度からは再生医療等安全確保法に関する業務

平成27年度からは看護師の特定行為研修を行う施設の指定業務が加わったところです。

23. 医師と歯科医師の臨床研修

(1) 平成16年度から施行された新医師臨床研修制度では、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けなければならないこととされています。

その後、平成21年及び26年に改正省令が施行され、平成27年4月以降は基幹型臨床研修病院の在り方の明確化等の見直しが行われました。

臨床研修を受ける医師は、厚生労働省の指定を受けた病院又は大学附属病院で、各臨床研修病院で作成された研修プログラムに沿って研修を受けることとなります。臨床研修を修了すると、申請により「臨床研修修了登録証」が交付されるとともに、修了した旨が医籍に登録されます。

道内の3医育大学（北海道大学・旭川医科大学・札幌医科大学）において平成27年3月に卒業した学生は306名おり、289名が臨床研修を開始しています。そのうち228名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り61名は道外へ転出していますが、逆に道外の医育大学から転入してきた者などが88名おり、道内の臨床研修病院における平成27年4月の研修医採用者数は316名となっています。

(2) 歯科医師についても医師と同様に平成18年度から1年間以上の臨床研修が義務付けられています。

道内の大学歯学部（北海道大学・北海道医療大学）において平成27年3月に卒業した学生は121名おり、89名が臨床研修を開始しています。そのうち58名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り31名は道外へ転出していますが、逆に道外の大学から転入してきた者などが29名おり、道内の臨床研修病院における平成27年4月の研修医採用者数は87名となっています。

北海道厚生局では、臨床研修制度の円滑な実施を図るために北海道ブロック臨床研修制度協議会を設置し、開催しています。

また、北海道内の臨床研修病院の実地調査を行っています。

(3) 平成27年度の医師・歯科医師臨床研修病院（施設）数（平成28年3月31日現在）

臨床研修病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院	55	
単独型臨床研修施設		10
管理型臨床研修施設		2
単独／管理型臨床研修病院（施設）		2
合 計	58	18

※基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

(4) 平成27年度の業務実績

業務内容	医科	歯科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	258名	107名
臨床研修病院等指定件数		
・臨床研修病院の新規指定によるもの	3件	0件
・協力型臨床研修病院等の病院群の群構成によるもの	14件	7件
研修プログラム変更	32件	5件
臨床研修病院実地調査	11件	3件

① 「北海道医科初期臨床研修医交流会」の開催

開催日：平成27年4月26日（日）

参加者：58名

② 「北海道ブロック臨床研修制度協議会」の開催

開催日：平成28年1月15日（金）

参加者：93名

③ 医師臨床研修費補助金の交付

補助金申請病院：55件

交付決定額合計：395,284千円

2.4. 医療観察法に関する業務

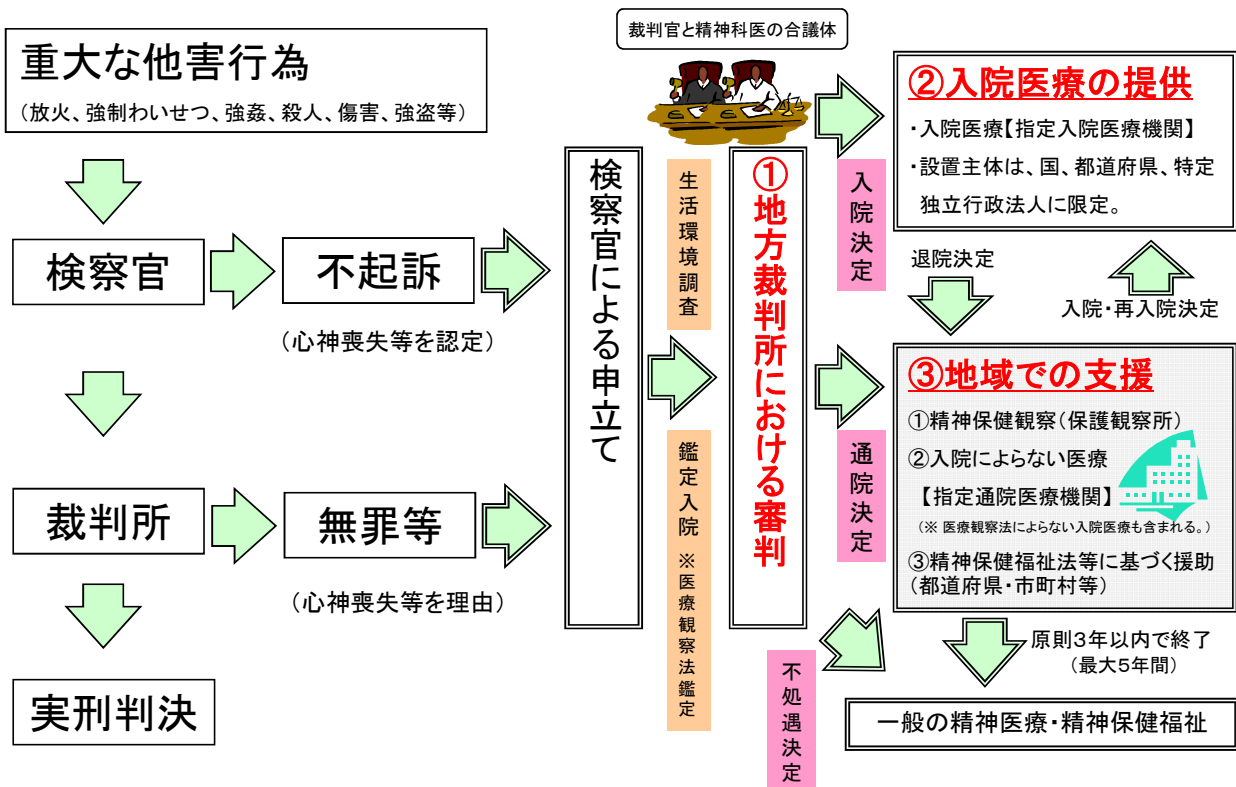
北海道厚生局では「医療観察法」（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）関連業務として、精神保健判定医等に関する候補者との調整、指定医療機関の指定、指定医療機関の選定、入院決定の執行、医療観察診療報酬の審査等の業務を行っています。

医療観察法の目的（医療観察法第1条）

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

医療観察法の仕組み

・平成15年7月成立・公布
・平成17年7月15日施行



- ① 地方裁判所における審判・・・裁判官と精神保健判定医（精神科医）の合議体が入院・通院などの適切な処遇を決定
- ② 入院医療の提供・・・国の責任において手厚い専門的な医療の提供
- ③ 地域での支援・・・地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設定

平成27年度業務実績

業 務 内 容	件 数
精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	109
指定通院医療機関の指定（基準に適合する病院、診療所、薬局を事前に指定する）	9
指定入院医療機関の選定（移送）	9
指定通院医療機関の選定（裁判所から通院決定が出た際に指定医療機関から通院先を選定する）	13
指定通院医療機関一般指導監査	4
医療観察診療報酬の審査及び支払	579

25. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

(1) 北海道医療安全ワークショップの開催

北海道厚生局では、医療安全に関する知識の習得・資質向上を目的として、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に「医療安全に関するワークショップ」を開催しております。

平成27年度は、医療安全の取組の更なる推進を図ることを目的として、同日、3年目となる30分間の医療安全の文化の醸成に係るポスターセッション「北海道医療安全文化ベストプラクティス～院内の取組から～」を併せて開催し、応募3題からベストプラクティスの選出を行いました。

(実 績)

「平成27年度 医療安全に関するワークショップ」

- ・日 時 平成27年11月27日（金）09：25～16：35
- ・会 場 札幌コンベンションセンター 1階大ホール
- ・参加者数 590名

平成27年度プログラム及び担当講師

プログラム	講 師 名
「施設環境から考える感染制御」	笈 淳夫（工学院大学 建築学部建築デザイン学科教授）
「チームで取り組む医療安全～専門性の理解と共有」	荒井 有美（北里大学病院 医療の質・安全推進室 医療安全管理者）
「JCI が求める国際医療安全基準について」	福井 次矢（聖路加国際病院院長）
「医療事故調査制度～法制度の視点から」	児玉 安司（新星総合法律事務所 弁護士）
「医療安全施策の動向について」	平子 哲夫（厚生労働省 医政局 総務課 医療安全推進室長）

(2) 医療事故調査制度に係る説明会

平成27年10月1日の医療事故調査制度の施行を前にして、北海道厚生局管内の医療機関等に対して本制度について普及啓発を諮ることを目的とする。

※医療事故調査制度とは、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものです。

- ・日 時 平成27年9月18日（金）10：00～12：00
- ・会 場 わくわくホリデーホール 大ホール（札幌市民ホール）
- ・参加者数 約1,200名
- ・説明者 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

医療安全支援センター

医療法第6条の11により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置の努力義務があり、北海道では道立保健所の他、札幌市、旭川市、函館市の保健所に設置されています。

センターでは医療に関する患者家族、住民からの苦情や相談に対応し、必要な助言や情報提供を行います。また医療安全に関する研修（講習）会の開催なども行っています。

○医療安全支援センターへの相談例

- ・多くの検査を受けたが、検査の必要性が理解しづらい
- ・主治医以外の先生の話も聞きたいのだが、主治医にどう切り出してよいかわからない。
- ・手術後の経過が思わしくないのでカルテの開示を求めたいが、お願いできるのか。
- ・院内処方と院外処方とは何か違いがあるのか。
- ・医療費の請求内容にわからない点がある。
- ・現在使用している薬の服用について詳しく知りたい

参考：医療安全支援センター総合支援事業HP <http://www.anzen-shien.jp/>

26. 特殊な医薬品の製造業及び輸入販売業の許可

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具を製造（輸入販売）するためには、薬事法の規定に基づき、製造（営業）所ごとに製造（輸入販売）業の許可が必要ですが、現在、特殊な医薬品を除く許可の権限は厚生労働大臣から都道府県知事に委任されています。

また、医薬部外品、化粧品に係る許可の権限は、すべて都道府県知事に委任されています。

北海道厚生局では、厚生労働大臣の許可が必要な特殊な医薬品の製造（輸入販売）に関する事務手続きを所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

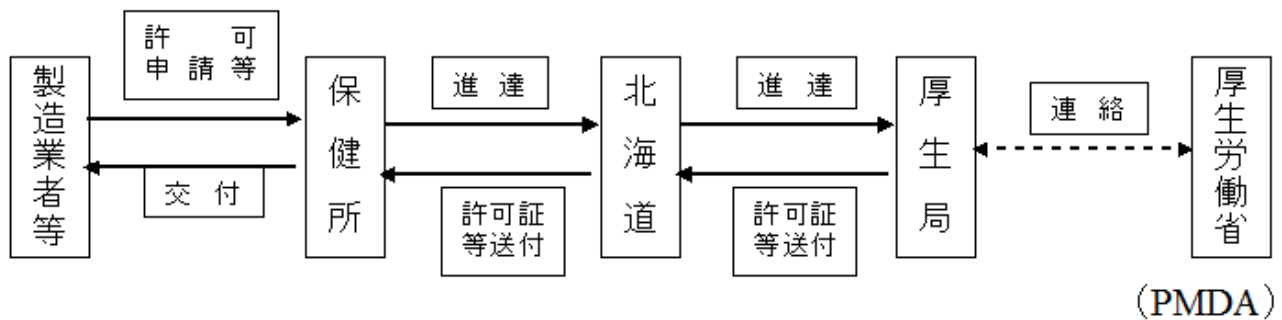
○特殊な医薬品

- ア 生物学的製剤 イ 放射性医薬品 ウ 国家検定医薬品 エ 遺伝子組換え技術応用医薬品
オ 細胞培養技術応用医薬品 カ 細胞組織医薬品 キ 特定生物由来製品医薬品

○取扱い業務（上記医薬品に限る）

- ① 医薬品等製造業の許可
- ② 医薬品等製造業の許可更新（5年毎）
- ③ 医薬品等製造品目追加（変更）許可
- ④ 生物学的製剤等製造管理者の承認
- ⑤ 各種届出の受理
- ⑥ 業許可証の書換え及び再交付

(業務の流れ)



※PMDA＝医薬品医療機器総合機構

厚生労働大臣の委任により医薬品等の承認審査に必要な調査及び審査を行う機関。

北海道管内の製造者は、第三章 1 (9) をご参照ください。

27. 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録

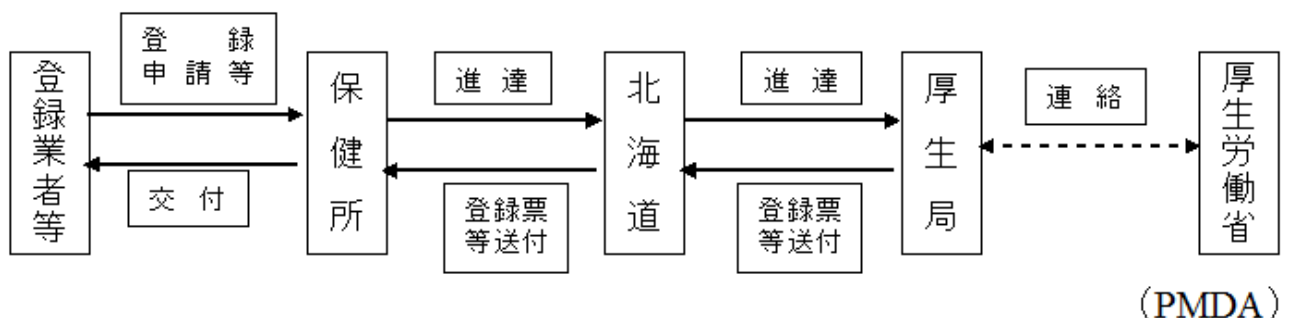
毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により製造（輸入）業の登録を受けた者でなければ販売及び授与の目的で製造又は輸入してはならないとされています。

現在、製剤の製造・原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤のみの輸入を行う輸入業者の登録は都道府県知事が行うこととされ、原体の製造（輸入）業者の登録は厚生労働大臣が行うこととされています。

北海道厚生局では、上述の厚生労働大臣の権限とされている毒物劇物製造（輸入）業に係る登録事務を所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 毒物劇物製造（輸入）業の登録
- ② 毒物劇物製造（輸入）業の登録更新（5年毎）
- ③ 毒物劇物製造（輸入）業の登録変更
- ④ 毒物劇物取扱責任者設置（変更）届の受理
- ⑤ 各種変更届出の受理
- ⑥ 登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令
- ⑦ 毒物劇物製造（輸入）業者への立入検査（保健衛生上重大な危害が生じるおそれのある場合等）

(業務の流れ)



北海道管内の登録製造（輸入）業者は、第三章 1 (10) をご参照ください。

28. 特殊な医薬品の製造（営業）所に対する薬事監視業務

北海道厚生局では、大臣許可の医薬品製造（営業）所に対する薬事監視に関する業務を所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 法令に基づく監督命令の執行（業務停止等）及び遵守状況の確認等
- ② ②緊急時の立ち入り調査、廃棄等の措置

※①、②の権限は厚生労働大臣（厚生労働本省）自らが行うことを妨げるものではありません。
（輸入監視業務は、関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局沖縄分室が実施しています）

医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）の個人輸入について

個人が自分で使用するために医薬品等を輸入（いわゆる個人輸入）する場合（海外から持ち帰る場合を含む）には、特例として税関の確認を受けた上で輸入が認められているものもあります。原則として、下記の税関を所管する地方厚生局に必要書類を提出して、営業のための輸入でないことの証明（薬事監視員の証明＝薬監証明）を受ける必要があります。

※個人輸入したものを他の人へ売ったり、譲ったり、他の人の分をまとめて輸入することは認められていません。

○詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

- ・ 関東信越厚生局（函館税関、東京税関及び横浜税関）
電話：048-740-0800 FAX：048-601-1336
- ・ 近畿厚生局（名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関）
電話：06-6942-4096 FAX：06-6942-2472
- ・ 九州厚生局沖縄麻薬取締所（沖縄地区税関）
電話：098-854-2584 FAX：098-834-8978

○医薬品等の個人輸入については、厚生労働省のホームページに関連情報サイトがありますので、併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html>

29. 医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務

平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応、地域医療の確保・推進に関する業務として主に以下のような業務を担当しています。

- ① 北海道における医師不足の情報収集、現状把握、対応策の検討、指導、助言、報告
- ② 北海道地域医療対策協議会との連携、協力、取組状況の把握
- ③ 国レベルの緊急臨時的医師派遣に係る調整業務（実績：19年度2件、20年度以降申請なし）
- ④ 地域医療アドバイザー派遣事業に係る調整業務（実績：申請なし）
- ⑤ 域医療再生計画の医師確保事業の把握、進捗状況の把握・報告

また、平成29年度から実施が予定されている新専門医制度について、道内での円滑な実施に資するため、以下の取り組みを行いました。

(1) 新専門医制度説明会

第1回

- ・日 時 平成27年6月13日(土) 13:30~16:30
- ・会 場 札幌第一合同庁舎 講堂
- ・参加者数 150名

第2回

- ・日 時 平成27年10月17日(土) 13:00~17:00
- ・会 場 札幌第一合同庁舎 講堂
- ・参加者数 149名

(2) 北海道専門医制度連絡協議会

第1回運営委員会

- ・日 時 平成27年12月20日(日) 14:00~16:00
- ・場 所 北海道医師会館
- ・参加者 北海道医師会、北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、全国自治体病院協議会北海道支部、地方・地域センター病院協議会、専門研修基幹施設、北海道庁、北海道厚生局

整形外科専門医分科会

- ・日 時 平成28年1月8日(金) 18:30~
- ・場 所 北海道医師会館
- ・参加者 北海道医師会、北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、手稲溪仁会病院、札幌徳洲会病院、北海道庁、北海道厚生局

第2回運営委員会

- ・日 時 平成28年2月21日(金) 18:00~
- ・場 所 北海道医師会館
- ・参加者 北海道医師会、北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、全国自治体病院協議会北海道支部、地方・地域センター病院協議会、北海道病院協会、専門研修基幹施設、北海道厚生局

30. 行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修

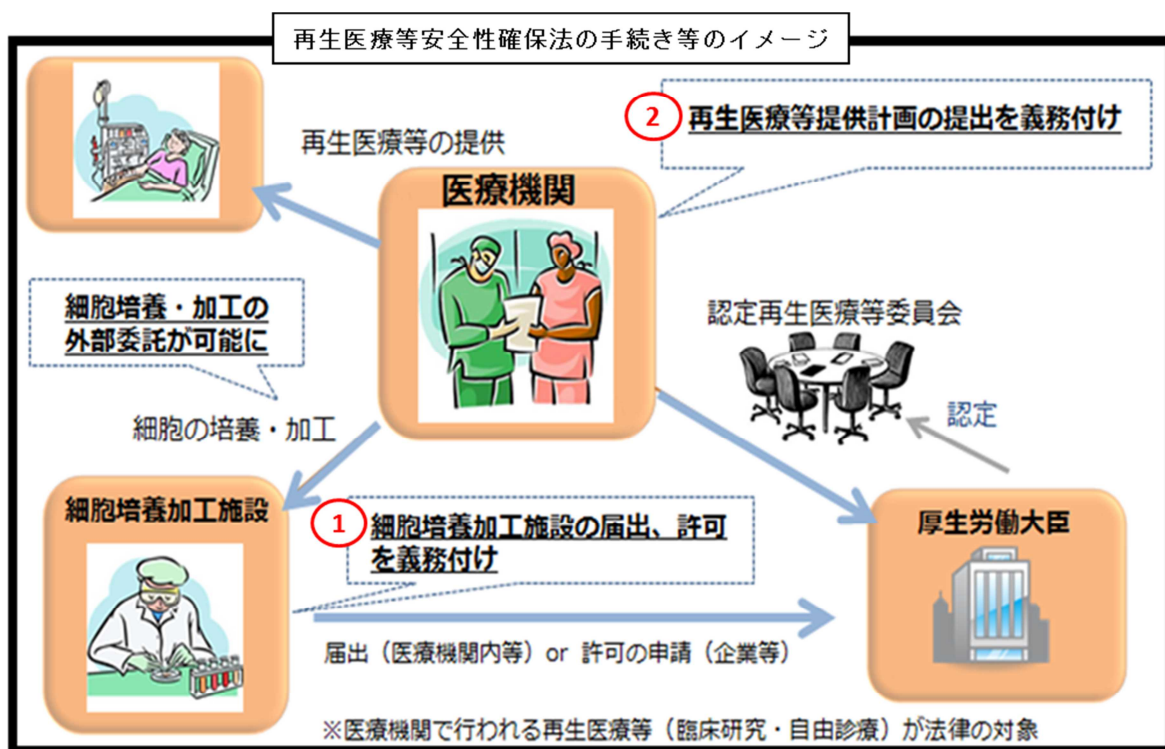
平成19年4月1日から医師法第7条の2の規定に基づき、「医道審で1年以上医業停止」に決定した北海道在住の医師の再教育（個別研修）に係る事務を実施しています。

※27年度実績 新規の道内再教育決定対象者該当なし・・・第三章の資料7をご参照ください。

31. 再生医療等安全性確保法に関する業務

再生医療（※）の迅速かつ安全な提供を促進するため、平成26年11月25日より「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されました。

（※）再生医療とは、細胞加工物（人や動物の細胞に培養その他の加工を施したもの）を用いて疾病の治療や機能の再建等を行うものです。例えば、多血小板血漿療法その他類似の技術、リンパ球等を用いた免疫細胞治療等にも本法が適用されます。



①特定細胞加工物の製造を行う場合、届出等の手続きが必要。

②再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者は、厚生労働大臣から認定を受けた再生医療等委員会の意見を聴いた上で、あらかじめ、厚生労働大臣に再生医療等提供計画の提出が必要。

平成27年度業務実績（北海道内の施設に限る。）

特定細胞加工物製造関連	
・届出件数	79件
・許可件数	1件
再生医療等委員会関連	
・特定認定再生医療等委員会の設置件数	2件
・認定再生医療等委員会の設置件数	2件
再生医療等提供計画関連	
・第一種再生医療等提供計画提出件数	0件
・第二種再生医療等提供計画提出件数	5件
・第三種再生医療等提供計画提出件数	105件

3.2. 看護師特定行為研修に関する業務

いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎える2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくために、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成していくことを目的として、平成27年10月1日より「特定行為に関する看護師の研修制度」が施行されました。

北海道厚生局では、上述の特定行為研修を行う機関（以下、「指定研修機関」という。）の指定申請等に係る業務を所管し、具体的には次の業務を行っています。

- ① 指定申請書等の受理等
- ② 指定研修機関変更届の受理等
- ③ 承認申請の受理等（特定行為区分の変更等）
- ④ 指定研修機関からの年次報告書の受理等
- ⑤ 取消申請の受理等
- ⑥ 特定行為を終了した看護師に関する報告書の受理
- ⑦ 指定研修機関における記録の保存に関する指導等
- ⑧ 指定研修機関に対する指示等
- ⑨ 指定研修機関及び特定行為研修を受ける看護師等からの相談対応
- ⑩ 指定研修機関に対する指導

◎平成27年度実績

- ・指定申請の受理、申請書の提出
特定行為研修指定研修指定証の交付 1施設（北海道医療大学大学院13区分）
- ・看護師の特定行為研修に関する説明会の開催

平成27年10月1日の特定行為に係る看護師の研修制度の施行の前に北海道厚生局管内の関係機関等に対し、本制度の理解促進、特定行為研修を行う指定研修機関の確保を目的として開催しました。

- 日 時 平成27年6月29日（月）13：00～15：45
- 会 場 札幌第一合同庁舎 講堂
- 参加者数 130名
- 説明者 厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室長補佐

(食品衛生課)

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認及び承認施設の監視指導や、食品等検査機関の指定・登録及び監督のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、輸出水産食品取扱施設の認定や衛生証明書の発行、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション（意見交換）なども含め、関係自治体等と連携・協力し、飲食による危害の発生防止や国民の健康の保護、国民保健の向上などを目的とした業務を実施しています。

3.3. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認

食品衛生法では、衛生上の観点から食品の製造・加工の方法について一律の基準が定められていますが、新たな製造・加工技術やHACCP（ハサップ）方式による衛生管理手法に対応するため「総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度」が設けられています（平成7年食品衛生法改正により創設）。

この制度は、乳、乳製品、食肉製品など政令で定める食品について、製造・加工する食品の種類及び製造・加工施設ごとに、任意の申請に対して審査を行い厚生労働大臣が個別に承認するものです。承認を受けた施設では、食品衛生法に規定する製造基準に制約されない方法により、多様な食品の製造・加工が可能となります。

本来、営業者による自主管理を促すための制度ですが、過去に承認施設において重大な食中毒事件が発生したこと等を踏まえ、平成15年以降3年ごとの更新制となっています。

北海道厚生局は、関係自治体の協力の下、道内の営業者の承認申請に係る審査事務や承認施設の現地調査を実施しています。

総合衛生管理製造過程の品目別承認施設数

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
北海道	19	23	6	2	1	2	53
全国	146	140	63	22	18	106	495

(平成28年3月31日現在)

HACCPとは？

食品製造における衛生管理システムの一つ。最終製品の検査によってその製品の安全性を保証するという考え方ではなく、食品製造者が、原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程で発生する危害要因を分析・特定し、その危害の発生防止につながる特に重要な工程（重要管理点）を継続的に監視・記録する工程管理のシステムで、製品のより一層の安全性を確保するというものです。

HACCPによる衛生管理は、国際的にその有効性が評価されており、各国で導入が進められています。我が国においても、食品製造者等が実施すべき管理運営基準に関する指針において、従来の基準に加え、HACCPによる衛生管理の基準も新たに示されるなど、その導入の推進が図られています。

※ HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点

34. 輸出水産食品取扱施設の認定・登録

我が国から欧州連合(EU)、米国、韓国などに輸出される水産食品等については、その加工施設等が輸入国の定める要件に適合していることが求められます。

このため、二国間協議の整った国については、厚生労働省において水産食品の輸出に関する手続を定め、EU及び対米に輸出される水産食品の加工施設については各都道府県等が地域振興の観点から輸出を希望する施設の認定を行い、その認定等に関する審査、指導・確認を各地方厚生局が行うこととしています。また、韓国に輸出される冷凍魚類頭部等の処理施設については、各地方厚生局が登録を行います。

北海道厚生局では、道内の関係施設の認定・登録に係る審査及び認定・登録後の施設の監視を実施しています。

対EU、対米国及び対韓国輸出水産食品等取扱認定・登録施設数

	対EU認定施設	対米国認定施設	対韓国登録施設
北海道	19	36	14
全国	37	70	97

(平成28年3月31日現在)

北海道からEUへ冷凍ホタテ貝を輸出するためには・・・

北海道で生産されたホタテ貝を道内で加工し、EUへ輸出するためには、ホタテ貝の採捕から加工に至る全ての段階において、施設設備、衛生管理等がEUの定める要件に適合していることが求められます。

1. 指定海域におけるホタテ貝の採捕

指定された生産海域でホタテ貝を採捕します。指定海域は、定期的にホタテ貝、海水等の貝毒、微生物、化学物質のモニタリング検査により衛生的に管理されます。

2. 登録漁船による採捕

あらかじめ登録された漁船でホタテ貝を採捕します。漁船上では、定められた衛生管理の基準を遵守します。水揚げも決められた場所で行います。

3. 認定加工施設への搬送

蓋付き容器に入れ、認定加工施設に搬送します。ホタテ貝の生産地等の履歴が確認できるよう、生産海域や採捕月日、搬送量等を記載した搬送票を添付します。

4. 認定加工施設での加工処理

EUが定める要件に適合していると認定された施設で加工処理を行います。認定施設では、HACCPによる衛生管理を行うことが必要です。

5. 食品衛生監視員による監視

定期的に食品衛生監視員による監視を行います。

35. 食品輸出に関する衛生証明書等の発行

中国向けに輸出される水産食品については、平成26年1月1日から、登録検査機関における手続きが廃止され、施設の登録については厚生労働省において実施し、衛生証明書の発行については、都道府県等衛生部局又は地方厚生局において実施することとされました。

我が国から中国（香港、マカオを除く。）に向けて、水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品を輸出する場合は、事前に登録された施設で最終加工（未加工品にあっては最終保管）し、輸出の都度、最終加工施設等を所管する衛生証明書発行機関あてに、関係書類を整えて衛生証明書の発行申請を行う必要があります。

北海道厚生局では、道内に所在する登録施設等から輸出される中国向け水産食品について、輸出者の申請に基づき、衛生証明書を発行しています。

また、近年、我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際に、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出された食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明する、いわゆる「自由販売証明書」を求められる場合があります。我が国からの円滑な食品の輸出が行われるよう、行政サービスの一環として、平成25年6月から、各地方厚生局において当該証明書の発行業務を実施しています。

北海道厚生局では、道内に所在する輸出者からの申請に基づき、自由販売証明書を発行しています。

36. 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導

健康増進法では、食品として販売されるものについて広告や表示を行う場合には、健康を保持増進させる効果などに関して、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないとされています。

北海道厚生局では、このような食品の虚偽誇大広告等について、関係行政機関・自治体等と連携し、監視指導等を行っています。

なお、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第四次分権一括法）の施行により、平成28年4月より都道府県等に権限が移譲されております。

(保険年金課)

保険年金課では、北海道における医療保険に関する業務として、健康保険組合及び全国健康保険協会が実施している健康保険事業の指導監督等を行っているほか、市町村等が運営している国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に関する指導監督（助言）等を行っています。

また、北海道における企業年金に関する業務として、厚生年金基金が実施している厚生年金基金制度及び国民年金基金が運営している国民年金基金制度に関する指導監督等を行っているほか、企業年金基金、厚生年金保険の適用事業所の事業主が運営している確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度（企業型に限る）に関する指導監督等を行っています。

3.7. 医療保険に関する業務の指導監督等

(1) 健康保険組合

①業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更認可申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の交付及び実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

健康保険組合数・・・14組合

被保険者数・・・111千人

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更申請書等の認可	19	20	29
規約変更届出書等の受理	41	36	58
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	251	231	224
公法人証明・印鑑証明	11	4	16

イ) 実地監査件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	4	5	3

ウ) 実地監査結果（主な指摘事項）

- 「会計事務取扱規程」等の規程が作成されていないため、必要な規程を作成・整備すること。
- 「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止に係る取扱要領」を整備すること。

- 特定保健指導の実施率向上対策を検討すること。
- 被扶養者における特定健診の受診率向上対策を検討すること。

(2) 全国健康保険協会

①業務内容

全国健康保険協会は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、主に中小企業で働く従業員やその家族の加入により運営されています。

北海道厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会支部に係る申請書（滞納処分関係等）の認可及び立入検査等を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数・・・1支部（北海道）

被保険者数・・・1014千人

③業務実績

ア) 認可申請書の処理件数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
滞納処分等の認可申請	0	1	10

イ) 立入検査等の件数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入検査等	1	0	0

ウ) 立入検査等の結果（主な指摘事項）

平成27年度は立入検査等を実施していません。

なお、立入検査等は3年に1回実施することとされており、次回は平成28年度の実施を予定しています。

(3) 国民健康保険

①業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村、広域連合及び国民健康保険組合です。

また、保険者は共同でその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的として、国民健康保険団体連合会を設立しています。

北海道厚生局では、これら保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう事務打合せ等を行い、指導監督（助言）等を行っています。

なお、北海道厚生局では、北海道庁の推薦に基づき、保健事業の推進等において好取組を行っている保険者に対しヒアリングを行い、その実例を聴取したうえで、他の保険者等に周知を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

保険者数・・・154市町村、3広域連合、4国民健康保険組合

③業務実績

ア) 事務打合せ等実施件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市町村	10	10	10
広域連合	1	2	0
国民健康保険組合	2	1	1
北海道庁・北海道国民健康保険団体連合会	1	2	1

イ) 事務打合せ等実施結果（主な指導監督（助言）事項）

- 重複頻回受診者への訪問指導等の保健事業の充実を要するもの。
- 特定健診等の受診率向上のため、保健担当部局との連携を図る等の対策を要するもの。
- 滞納者の財産調査の早期着手を実施する等の滞納処分の取組みを要するもの。
- 保険料（税）の納期内納入を推進するため、口座振替実施率の向上対策を要するもの。
- 居所不明被保険者の取り扱い及び国民年金被保険者情報を活用する等、適用の適正化の対策を要するもの。
- 医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進の取組みを要するもの。

ウ) 好取組事例ヒアリング実施件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収納率向上対策	1	1	1
滞納処分	2	1	1
保健事業	1	1	1
医療費適正化・特定健診等	1	1	1

(4) 後期高齢者医療制度

①業務内容

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された75歳以上の方と65歳以上の障害のある方が被保険者となる医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営主体となる保険者は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合です。

また、資格管理に関する申請・届出の受付及び保険料の徴収等の事務は、市町村が行っています。

北海道厚生局では、これら保険者等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ効果的運営の促進に努めるよう事務打合せ等を行い、指導監督（助言）等を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

保険者数・・・1 保険者（北海道後期高齢者医療広域連合）

③業務実績

ア) 事務打合せ等実施件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道後期高齢者医療広域連合	1	1	1
北海道庁・北海道国民健康保険団体連合会	1	2	1
市町村	2	2	2

イ) 事務打合せ等実施結果（主な助言・指導監督事項）

○健康診査を受ける必要性が高い対象者に確実に受診していただくため、市町村の実情にあった効果的な実施の改善を要するもの。

○適正な賦課徴収となるよう市町村ごとの未申告者の状況を把握し、申告の必要な被保険者に対する申告勧奨について、市町村と連携を図った取組みを要するもの。

38. 企業年金等に関する業務の指導監督等

(1) 厚生年金基金

①業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

北海道厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更認可申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の交付及び実地指導監督を行っています。

なお、厚生年金基金制度を見直す法律が平成25年6月に成立したことにより、財政基盤が非常に健全な場合以外は、厚生年金基金の解散・代行返上等が促進されており、各厚生年金基金においては解散または他制度への移行へ向けた手続きが進められています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

厚生年金基金数・・・3基金

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更認可申請書等の認可	38	52	15
規約変更届出書等の受理	42	33	36
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	148	118	73
公法人証明・印鑑証明の交付	17	11	26

イ) 実地監査件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	2	2	2

ウ) 実地監査結果（主な指摘事項）

指摘事項はありませんでした。

(2) 国民年金基金

①業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（「地域型」又は「職域型」）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給す

る制度です。

北海道厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更認可申請書の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、実地指導監査を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

国民年金基金数・・・1基金（地域型）

③業務実績

ア) 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更認可申請書等の認可	2	5	4
規約変更届出書等の受理	1	3	7
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	8	7	7
公法人証明・印鑑証明の交付	0	0	0

イ) 実地監査件数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	0	1	0

ウ) 実地監査結果（主な指摘事項）

平成27年度は実地監査を実施していません。

なお、国民年金基金に対しては隔年での実地監査を実施しており、今回は平成28年度の実施を予定しています。

（3）確定給付企業年金

①業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った公法人である企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

北海道厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更認可（承認）申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の交付及び指導監査を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

ア) 「規約型」確定給付企業年金規約数・・・392規約

イ) 「基金型」確定給付企業年金規約数・・・4規約

③業務実績

ア) 認可（承認）申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約認可（承認）申請書の認可又は承認	1	1	1
規約変更認可（承認）申請書の認可又は承認	12	9	19
規約変更届出書の受理	100	115	114
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	458	441	406
公法人証明・印鑑証明の交付	0	2	0

イ) 実地監査等件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
書面監査	82	85	78
実地監査	8	3	2

ウ) 実地監査等結果（主な指摘事項）

- 資格を喪失した加入者等に対する脱退一時金相当額の移換に係る説明について、確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、実施すること。
- 給付の裁定の請求にあたっては、確定給付企業年金法施行規則第33条の規定に基づき、裁定請求書に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付させること。
- 加入者に対する業務概況の周知について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条第1項に基づき、毎事業年度1回以上、全ての事項を周知すること。
- 企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対し、「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」第4の5に基づき、研修を実施すること。

(4) 確定拠出年金（企業型）

①業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」とがあります。

北海道厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

②業務対象（平成28年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数・・・102規約

③業務実績

ア) 承認（変更）申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約承認申請書の承認	1	3	5
規約変更承認申請書の承認	50	25	28
規約変更届出書の受理	22	27	15

39. 保険診療の指導等

北海道厚生局では、公的医療を提供する保険医療機関及び保険薬局の指定、保険診療・調剤を担う保険医・保険薬剤師の登録業務を行っている他、指定された保険医療機関等から診療報酬を算定するために届出された、施設基準の調査も実施しています。

また、適正な診療報酬請求について、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医・保険薬剤師に対する集団指導と個別指導を行っています。

保険医療機関等の指定と保険医等の登録

保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」による診療であり、「保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令の定めにより、健康保険の診療に当たらなければならない。」(健保法第72条)とされ、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」を遵守することが定められています。

平成28年4月1日現在の指定及び登録状況は下記のとおりです。

○ 保険医療機関及び保険薬局の指定 (単位：機関)

	保険医療機関		保険薬局
	病院・診療所	歯科医院	
H27.4.1	3,313	3,096	2,258
H28.4.1	3,326	3,101	2,288
増減	13	5	30

○ 保険医及び保険薬剤師の登録 (単位：人)

	保 険 医		保険薬剤師
	医 師	歯科医師	
H27.4.1	16,542	5,939	10,607
H28.4.1	16,760	6,002	10,839
増減	218	63	232

施設基準等の調査

保険医療機関及び保険薬局は、診療報酬の算定に当たって人員・施設・設備・機械・器具等において定められた基準を満たすことにより、診療報酬を請求できます。

この基準を「施設基準」と言い、告示で定められています。

北海道厚生局では、届出された「施設基準」どおり適正に運営されているかを毎年、保険医療機関等に出向き調査を実施しています。

平成 26～27 年度の調査実施状況は下記のとおりです。

(単位：機関)

	平成26年度	平成27年度	増減
病院	184	189	5

集団指導と個別指導

厚生局が行う指導は、保険診療の質的向上と適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局と保険医及び保険薬剤師として指定・登録されたすべてが対象となっています。

指導は、下記の形態を取って実施しています。

- ・新規指定時指導＝新規届出の保険医療機関及び保険医等を対象に実施
- ・集団的個別指導（集団）＝保険医療機関の開設者と管理者を対象に講習会方式で実施
- ・個別指導＝情報提供等の事由により個別面談方式により実施

平成 26～27 年度の指導実施状況は下記のとおりです。(単位：機関)

	新規指定時		集団的個別（集団）		個別指導	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
医科	55	85	0	0	75	82
歯科	94	85	364	470	41	58
薬局	102	111	316	317	48	47

40. 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項

北海道厚生局では、医療保険制度における療養の給付について、健康保険法に基づき指定を受けた保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、適正な保険診療や保険請求のための指導・調査を行っています。

(1) 施設基準等の適時調査結果における留意事項（一部抜粋）

施設基準等の適時調査において、保険医療機関等の共通した留意点は次のとおりです。

- ① 入院基本料を算定する基本である「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」「栄養管理体制」に係る基準、体制、委員会等が整備されていること
- ② 勤務医師の異動に係る異動届の提出が行われていること
- ③ 非常勤医師に係る常勤換算の確認がされていること
- ④ 看護師等の月平均夜勤時間数と病棟配置数の点検が行われていること

特に④については、届出基準を満たさない状況が長期に渡り放置されると、適正な医療サービス提供が行われていないことから、返還金が発生します。

(2) 指導結果における留意事項（一部抜粋）

指定を受けた保険医療機関等に対し、新規指定時並びに個別指導を実施していますが、その結果、共通した留意点は次のとおりです。

① 保険医療機関

- ・診療録において症状・所見等の記載が十分にされていること
- ・レセプト病名等不適切な傷病名の使用がないこと
- ・終了・転帰欄が整備されていること
- ・医学管理料の算定において治療計画の記載、算定対象疾患が主病である患者以外の算定がされていないこと

② 保険薬局

- ・薬歴簿における服薬指導内容の記載が十分にされていること
- ・薬剤服用歴に一包化の理由が記載されていること

また、北海道厚生局は集団指導において「保険診療ルールの一層の周知を図り、保険診療の質的向上及び適正な保険請求が行われること」を目的とした指導を実施しています。

4 1. 特定機能病院の立入検査

1. 特定機能病院の立入検査

特定機能病院は、病床数400床以上、10以上の決められた診療科、集中治療室や無菌室その他決められた設備を有し、医師、看護師等医療従事者の配置基準を満たすとともに、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力や高度の医療に関する研修を行うなどの様々な能力を有することを要件として厚生労働大臣の承認を受けている医療機関です。

特定機能病院は、大学附属病院（本院）、高度専門医療センター等、全国で84ヶ所があり、北海道厚生局管内では、以下の3病院が承認を受けています。

- 北海道大学病院（札幌市）
- 札幌医科大学附属病院（札幌市）
- 旭川医科大学病院（旭川市）

北海道厚生局では、これらの特定機能病院への立入検査を毎年実施しており、当該病院が医療法その他法令に定められた人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理運営がなされているか否かを検査しています。

主な検査の重点項目は次の4点です。

- ① 医療の安全を確保するための体制の構築
- ② 病院等における院内感染防止対策に関する体制の構築
- ③ 医薬品の安全管理に関する体制の構築
- ④ 医療機器の保守点検、安全使用に関する体制の構築

なお、特定機能病院は、毎年度業務報告書を提出しなければならないことになっており、北海道厚生局では管内特定機能病院の業務報告書の内容をホームページ上で公表しております。

(麻薬取締部)

42. 麻薬取締

(1) 捜査

麻薬取締部は、麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物等の違法薬物にかかる犯罪について刑事訴訟法の規定による司法警察員として捜査を行っています。

平成27年度は、前年度から継続していた「危険ドラッグ販売店」による麻薬譲渡及び指定薬物販売事件を北海道警察と合同で捜査を行った他、医療従事者による「向精神薬の不正譲渡」「向精神薬処方せんの偽造」の医療事犯等を立件し、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反、覚せい剤取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反の容疑で計11名を検挙しました。

(2) 正規麻薬等の指導・監督

麻薬取締部は、麻薬元卸売業者免許及び麻薬譲渡許可等の許認可業務を行うとともに、医療施設や薬局等に対する立入検査を実施して、医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の不正流通や不適切な管理を防ぐために必要な指導及び監督を実施しています。立入検査で悪質な違反を発見した時は、捜査に移行し、事件送致することもあります。

平成27年度は、医薬品卸売販売業者、病院・診療所、薬局の医療関連施設計39件の他、産業用大麻を栽培している大麻栽培施設2件に対して立入検査を実施し、適正な管理を促す指導を行いました。

(3) 薬物中毒対策及び再乱用防止対策

麻薬取締部は、「麻薬・覚せい剤」相談電話を設置して、麻薬や覚醒剤中毒者の家族等からの電話相談に応じている他、精神保健指定医と連携して乱用を繰り返さないための定期的な面談やアドバイス、医療施設への紹介、アフターケア等を実施しています。また、薬物再乱用防止プログラムを活用し、再び薬物に依存しないための取り組みを行っています。

(4) 薬物乱用防止啓発

麻薬取締部は、北海道庁、薬物乱用防止指導員、保健所、地域のボランティア団体等と協力して、薬物乱用防止の啓発に努めており、その一環として、公益財団法人「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」等と協力して、毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを実施しています。

平成27年10月7日には、北海道千歳市において、中学生・高校生を含む一般市民約800名を対象とした麻薬・覚醒剤乱用防止運動北海道大会を開催し、薬物乱用による危害を周知する啓発活動を行いました。

さらに、道内各地の中・高等学校及び関係機関に、麻薬取締官OB及び現職麻薬取締官を派遣して、計32箇所、総勢約8,300名の学生、医薬品販売関係者及び官省庁職員等を対象に薬物乱用の恐ろしさ等に関する講演を行いました。

また、野生大麻撲滅対策として、北海道庁等関係機関と協力し、野生の不正大麻約1万3千本を除去

しました。

(5) 鑑定

麻薬取締部では、捜査とは独立した鑑定部門を設置し、押収した薬物の分析等を行うとともに、税関など関係機関からの鑑定依頼も受け付けています。

（社会保険審査官）

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、及び石炭鉱業年金基金法、並びに国民年金法における不服申立ての規定に基づいて、審査請求の事件を取り扱っています。

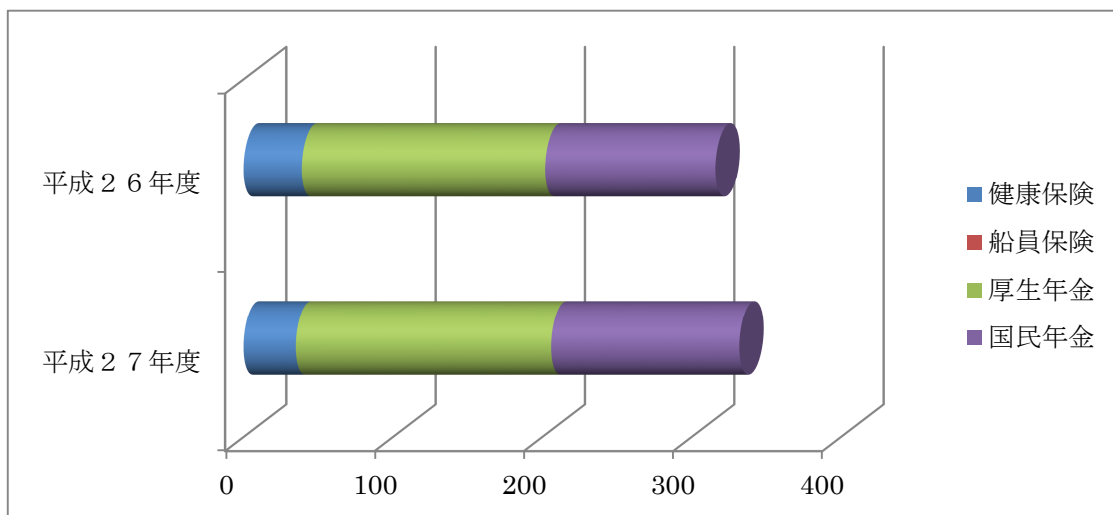
処 分 者	審査請求先	審査請求の窓口
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣 日本年金機構理事長 全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 厚生年金基金理事長 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険審査官 (地方厚生局に配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生局 日本年金機構 全国健康保険協会各支部 健康保険組合、厚生年金基金

※ 健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法における保険料その他これらの法律による徴収金の賦課、徴収の処分については、社会保険審査会（厚生労働省）に対して審査請求をすることになります。

4 3 . 審査請求の受付状況

審査請求の年度別、種類別の受付状況は以下のとおりです。

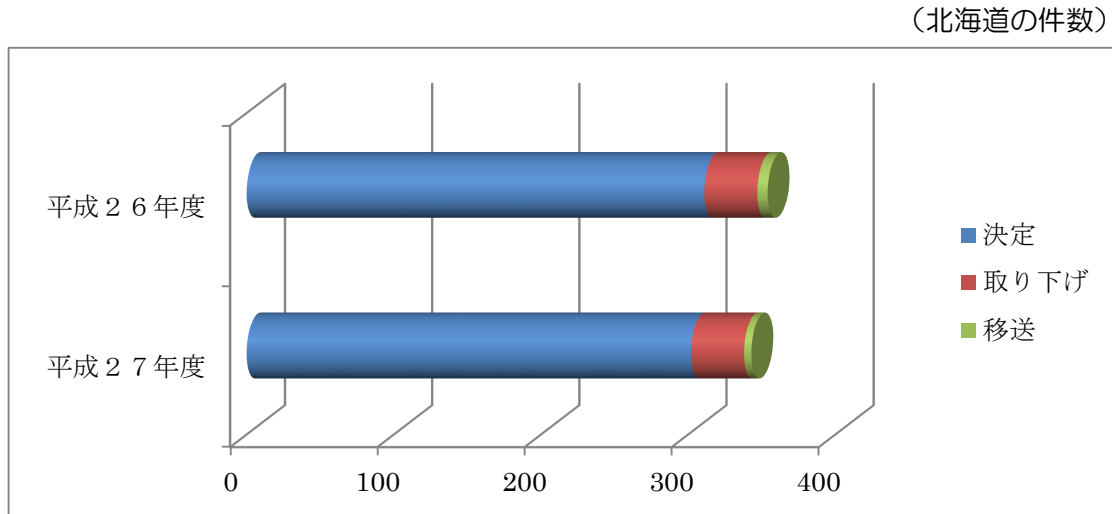
（北海道の件数）



審査請求の総受付件数は、平成26年度の316件に対して、平成27年度は332件となっております。

4 4. 審査請求の決定状況

審査請求の年度別、処理状況は以下のとおりです。

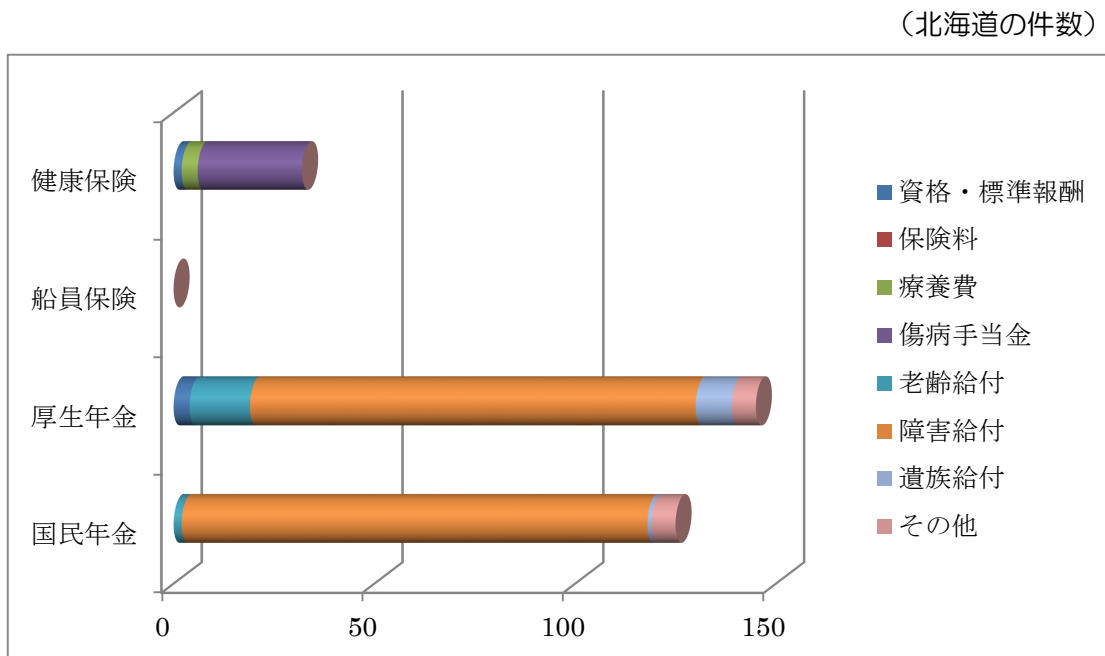


審査請求の処理件数は、平成26年度の354件に対して、平成27年度は343件となっております。(決定302件、取り下げ36件、移送5件)

審査請求の取り下げは、保険者が処分変更をしたことにより、訴えの利益がなくなったことによるものです。

4 5. 審査請求の制度別内訳

平成27年度に決定した302件の、制度別・種類別の内訳は以下のとおりです。



302件のうち、厚生年金保険・国民年金障害給付が227件で全体の約75.2%、健康保険傷病手当金は26件で約8.6%、これらを併せると全体の83.8%を占めています。

第三章 統計・資料

1. 管内状況

(1) 管内市町村の状況 (平成28年1月1日現在)

北海道の市町村数	179市町村 (35市129町15村)
指定都市	札幌市
中核市	旭川市、函館市
保健所設置市	小樽市

(2) 管内人口 (平成28年1月1日現在)

人口	5,401,209人 (日本全体の約4.3%)
65歳以上人口	1,555,688人
高齢化率	28.8%

札幌市(再掲)

人口	1,941,832人
65歳以上人口	479,535人
高齢化率	24.7%

(3) 管内面積

83,424 k^m (北方領土5,003 k^mを含む。国土の22.07%)

(参考)

北海道 > 東北6県 = 66,946k^m

(4) 管内の主な関係法人、団体等の状況

①社会福祉法人数	896法人	(平成27年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	2法人	
②社会福祉施設数	3,023施設	(平成26年10月1日現在)

(5) 医師・歯科医師臨床研修病院等の状況（平成28年3月31日現在）

臨床病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院（施設）	55	－
単独型臨床研修施設（施設）	－	10
管理型臨床研修施設（施設）	－	2
単独／管理型臨床研修病院（施設）	－	2
合計	58	18

※ 基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

(6) 臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者等の状況（平成28年3月31日現在）

	医科	歯科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	258名	107名
臨床研修病院指定件数		
・臨床研修病院の指定（新規指定）	3件	0件
・協力型臨床研修病院等の病院群の構成変更	14件	7件
研修プログラム変更	32件	5件
臨床研修病院実地指導調査	11件	3件

(7) 特定機能病院の状況 3病院（平成28年3月31日現在）

- ①北海道大学病院（札幌市）
- ②札幌医科大学附属病院（札幌市）
- ③旭川医科大学病院（旭川市）

(8) 医療観察業務の状況 (平成27年度業務実績)

①精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	109件
②指定通院医療機関の指定	9件
③指定入院医療機関の選定(移送)	9件
④指定通院医療機関の選定	13件
⑤指定通院医療機関一般指導監査	4件
⑥診療報酬の審査及び支払	579件

(9) 医薬品製造所の状況 4施設 (平成28年3月31日現在)

①一般社団法人 日本血液製剤機構 千歳工場	(千歳市)
②日本赤十字社 北海道ブロック血液センター	(札幌市)
③日本メジフィジックス株式会社札幌ラボ	(札幌市)
④株式会社バイファ	(千歳市)

(10) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録製造(輸入)業者の状況 11カ所

(平成28年3月31日現在)

①製造業

ア 北海道曹達株式会社生産技術本部幌別事業所	(登別市)
イ 美瑛白土工業株式会社	(美瑛町)
ウ 野村興産株式会社イトムカ鉱業所	(留辺蘂町)
エ 北海道曹達株式会社生産技術本部苫小牧事業所	(苫小牧市)
オ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
カ JX日鉱日石エネルギー株式会社室蘭製油所	(室蘭市)

②輸入業

ア 株式会社フロンティア・サイエンス	(石狩市)
イ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
ウ 北海道システム・サイエンス株式会社	(札幌市)
エ ヘンケルエイブルスティックジャパン株式会社	(栗山町)
オ 日本家畜貿易株式会社	(帯広市)

(11) 健康保険組合の状況 14組合

(平成27年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
3	27	59	224

(12) 全国健康保険協会の状況 1支部

(平成27年度業務実績 単位：件)

立入検査等	滞納処分等認可
0	10

(13) 国民健康保険の状況 154市町村、3広域連合、4組合

(平成27年度業務実績 単位：件)

事務打合せ	好取組事例ヒアリング
12	4

(14) 後期高齢者医療制度の状況 1広域連合

(平成27年度業務実績 単位：件)

事務打合せ
4

(15) 厚生年金基金の状況 3基金

(平成27年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
2	15	36	73

(16) 国民年金基金の状況 1基金

(平成27年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約変更等認可	規約変更等届出	大臣あて届出等
0	4	7	7

(17) 確定給付企業年金の状況 規約型：392規約 基金型：4規約

(平成27年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約認可(承認)	規約変更等認可(承認)	規約変更等届出	大臣あて届出等
78	1	19	114	406

(18) 確定拠出年金の状況 102規約

(平成27年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約承認	規約変更等承認	規約変更等届出	大臣あて届出等
0	5	28	15	100

(19) 新登録結核患者の状況(平成26年結核登録者情報調査年報)

北海道 568人(全国の約2.9% 全国 19,615人)

(20) 被爆者数、手当交付金支給者数の状況(平成27年度末現在)

①被爆者数 北海道 334人(全国の約0.2% 全国 174,080人)

②手当交付金支給者数 北海道 293人(全国の約0.2% 全国 160,618人)

(21) 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の状況

(平成28年3月31日現在)

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰 加圧加熱殺 菌食品	清涼飲料水	計
施設数	19	23	6	2	1	2	53
件数	30	31	10	2	1	4	78

(22) 対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設の状況

(平成28年3月31日現在)

- ①対EU輸出水産食品取扱認定施設 19施設
- ②対米国輸出水産食品取扱認定施設 36施設

(23) 食品衛生法に基づく登録検査機関数(事業所を含む)

4施設 (平成28年3月31日現在)

- ①一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター (札幌市)
- ②一般財団法人日本冷凍食品検査協会札幌検査所 (札幌市)
- ③一般財団法人日本食品分析センター千歳研究所 (千歳市)
- ④株式会社札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター (札幌市)

2. 保険医療機関及び保険医の状況

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等の状況

(単位：機関)

		平成27年4月1日 現在	異動状況 (期間：平成27年4月2日～平成28年4月1日)		平成28年4月1日 現在
			指 定	取消・辞退・廃止 指定の失効	
医 科	病 院	567	92	95	564
	診療所	2,746	493	477	2,762
	小 計	3,313	585	572	3,326
歯 科	病 院	(93) 93	(17) 17	(12) 12	(98) 98
	診療所	(24) 3,003	(3) 438	(4) 438	(23) 3,003
	小 計	(117) 3,096	(20) 455	(16) 450	(121) 3,101
	薬 局	2,258	416	386	2,288
	合 計	8,667	1,456	1,408	8,715
	訪問看護	399	61	18	442

※医科・歯科併設機関については、医科・歯科欄にそれぞれ掲上し、歯科欄の()内に再掲している。

(2) 保険医及び保険薬剤師の登録の状況

(単位：人)

	平成27年4月1日 現在	異動状況 (期間：平成27年4月2日～平成28年4月1日)				平成28年4月1日 現在
		登 録	転 入	抹消・死亡 取消	転 出	
医 師	16,542	317	166	72	193	16,760
歯科医師	5,939	92	40	14	55	6,002
薬 剤 師	10,607	231	117	4	112	10,839
合 計	33,088	640	323	90	360	33,601

※「平成27年4月2日から平成28年4月1日までの異動状況」欄については、健康保険法第68条第2項により指定期間満了で失効し引き続き指定更新されたものを含んでいる。

3. 基本診療料の届出状況

(平成27年7月1日現在：機関)

(1) 入院基本料（病院）の届出状況

区 分	一般病棟	療養病棟	結核病棟	精神病棟	特定機能	障害者施設等	専門病院
件 数	340	236	10	90	3	93	3

(2) 入院基本料（診療所）の届出状況

区 分	入院基本料	療養病床入院基本料
件 数	325	39

4. 保険医療機関等の調査・指導実施の状況（平成27年度）

（1）施設基準等適時調査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	189		189

（2）個別指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	14 (0)	68 (41)	82 (41)
歯科	0 (0)	58 (39)	58 (39)
薬局			47 (31)

※（ ）の数字は新規個別指導件数の再掲

（3）集団指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	189	709	898
歯科	8	462	470
薬局			317
訪問看護ステーション			136
柔道整復師			341

（4）集団指導（新規指定時・新規登録時 集団指導分）

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	1	84	85	320
歯科	9	76	85	89
薬局			111	224
柔道整復師			98	

（5）監 査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	0	1	1	1
歯科	0	2	2	2
薬局			1	2

（6）行政措置（平成27年度中決定した措置）

区分	取消	取消相当	戒告	注意
機関	1 件	2 件	0 件	0 件
保険医	3 名	0 名	0 名	0 名

5. 医師数 医療施設（病院・診療所）に従事する医師数の推移

（医師・歯科医師・薬剤師調査） ※ 各年12月31日現在

区分 年	全国				北海道			
	医師数 (人)	対前回比 率 (%)	人口10 万対 (人)	対前回差 (人)	医師数 (人)	対前回比 率 (%)	人口10 万対 (人)	対前回差 (人)
平成14年	249,574	105.3%	195.8	8.5	11,228	106.7%	198.0	13.5
平成16年	256,668	102.8%	201.0	5.2	11,490	102.3%	203.6	5.6
平成18年	263,540	102.7%	206.3	5.3	11,579	100.8%	206.7	3.1
平成20年	271,897	103.2%	212.9	6.6	11,830	102.2%	213.7	7.0
平成22年	280,431	103.1%	219.0	6.1	12,019	101.6%	218.3	4.6
平成24年	288,850	103.0%	226.5	7.5	12,262	102.0%	224.6	6.3
平成26年	296,845	102.8%	233.6	7.1	12,431	101.4%	230.2	5.6

（参考）医療施設従事医師以外を含む平成26年12月31日現在の全医師数
 全国 311,205人 対人口10万人 244.9人
 北海道 12,987人 対人口10万人 240.4人

6. 北海道の産科医師及び小児科医師の推移

医療施設（病院・診療所）に従事する医師数(複数回答者含む)

単位(人)

診療科	項目	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
産科、産婦人科	医師数	455	422	381	423	405	407	398
	対前回差	▲2	▲33	▲41	42	▲18	2	▲9
小児科	医師数	1,278	1,190	1,117	1,085	1,021	1,011	1,001
	対前回差	▲44	▲88	▲73	▲32	▲64	▲10	▲10

（医師・歯科医師・薬剤師調査） ※ 各年12月31日現在

7. 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況

平成27年度

単位(人)

処分内容	全国	北海道	北海道分 再教育	北海道分 再教育修了	再教育研修内容
① 戒告	1	0			団体研修1日
② 業務停止6月未満	44	5			団体研修2日・論文1本
③ 業務停止6月～1年未満	5	0			団体研修2日・論文2本
④ 業務停止1年～2年未満	3	0	0	0	団体研修2日・個別研修80H
⑤ 業務停止2年以上	12	0	0	0	団体研修2日・個別研修120H
⑥ 免許取消	1	0	0	0	再免許取得要件の認定が必要
合計	66	5	0	0	

8. 医師臨床研修病院一覧（平成28年3月31日現在）

○大学病院（3病院）

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
北海道大学病院	65	旭川医科大学病院	58
札幌医科大学附属病院	62		

○基幹型病院（55病院）

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
市立函館病院	13	市立釧路総合病院	3
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2	留萌市立病院	2
市立札幌病院	10	日本赤十字社 伊達赤十字病院	2
JA北海道厚生連 札幌厚生病院	6	社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院	4
公益財団法人北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院	14	社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	7
独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北辰病院	2	社会医療法人母恋 天使病院	6
医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院	19	独立行政法人国立病院機構 函館病院	2
医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	2	あかびら市立病院	2
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	9	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院	3
K K R 札幌医療センター	6	深川市立病院	2
NTT東日本札幌病院	7	日本赤十字社 釧路赤十字病院	4
社会医療法人母恋 日鋼記念病院	6	公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院	3
市立室蘭総合病院	3	国家公務員共済組合連合会 斗南病院	5
市立旭川病院	6	社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院	2
JA北海道厚生連 旭川厚生病院	7	日本赤十字社 旭川赤十字病院	10
JA北海道厚生連 帯広厚生病院	12	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	4
独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	3	市立稚内病院	2
名寄市立総合病院	6	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	4
医療法人王子総合病院	4	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	8
独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院	4	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	9	社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	3
砂川市立病院	8	医療法人北農会 恵み野病院	2
江別市立病院	3	八雲総合病院	3
岩見沢市立総合病院	2	小樽市立病院	5
社会医療法人北斗 北斗病院	4	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	2
滝川市立病院	3	社会医療法人考仁会 釧路孝仁会記念病院	2
苫小牧市立総合病院	6		
社会福祉法人北海道社会事業協会 帯広病院	4		
日本赤十字社 北見赤十字病院	8		

【 合 計 : 58病院 】

9. 歯科医師臨床研修施設一覧（平成28年3月31日現在）

○大学病院（4施設）

施設名	募集定員
北海道大学病院	70
旭川医科大学病院	4
札幌医科大学附属病院	8
北海道医療大学病院	42

○単独型臨床研修施設（10施設）

施設名	募集定員
市立札幌病院	1
旭川赤十字病院	1
医療法人社団 林歯科医院	2
医療法人恵佑会札幌病院	2
日鋼記念病院	2
医療法人仁友会 日之出歯科診療所	5
医療法人仁友会 日之出歯科真駒内診療所	5
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	1
医療法人社団熊澤歯科 熊澤歯科クリニック	2
医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	2

○管理型臨床研修施設（2施設）

施設名	募集定員
勤医協札幌歯科診療所	1
社会医療法人北斗 北斗病院	1

○単独型／管理型臨床研修施設（2施設）

施設名	募集定員
北海道医療大学歯科クリニック	74
つがやす歯科医院	6

【 合計 : 18施設 】

10. 北海道厚生局所管指定養成施設等一覧

【平成28年3月31日から事務・権限移譲（地方分権）に伴い、指定保育士養成施設に係る指定監督等の業務は、北海道庁に移譲となりました。】

平成28年3月30日現在

番号	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定開始年度	備考
○あん摩マッサージ指圧師養成施設【1校1課程】									
1	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター		厚生労働省	函館市湯川町1丁目35-20	昼間・高卒	3年	20	昭和39年度	
○管理栄養士養成施設【5校5課程】									
1	名寄市立大学	保健福祉学部 栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	平成18年度	
2	藤女子大学	人間生活学部 食物栄養学科	学校法人 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	平成8年度	
3	天使大学	看護栄養学部 栄養学科	学校法人 天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	平成12年度	
4	酪農学園大学	農食環境学群 食と健康学類 管理栄養士コース	学校法人 酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	平成13年度	
5	北海道文教大学	人間科学部 健康栄養学科	学校法人 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	平成15年度	
○栄養士養成施設【10校10課程】									
1	函館短期大学	食物栄養学科	学校法人 野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	120	昭和38年度	
2	帯広大谷短期大学	生活科学科 栄養士課程	学校法人 帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	40	昭和40年度	
3	旭川大学短期大学部	生活学科 食物栄養専攻	学校法人 旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	50	昭和41年度	
4	光塩学園女子短期大学	食物栄養学科	学校法人 光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	昭和42年度	
5	名寄市立大学	保健福祉学部 栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	昭和36年度	
6	釧路短期大学	生活科学科 食物栄養専攻	学校法人 緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	30	昭和58年度	
7	藤女子大学	人間生活学部 食物栄養学科	学校法人 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	平成4年度	
8	天使大学	看護栄養学部 栄養学科	学校法人 天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	平成12年度	
9	酪農学園大学	農食環境学群 食と健康学類 管理栄養士コース	学校法人 酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	平成13年度	
10	北海道文教大学	人間科学部 健康栄養学科	学校法人 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	昭和38年度	
○指定保育士養成施設【28校29課程】									
1	帯広大谷短期大学	社会福祉科 子ども福祉専攻	学校法人 帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	昭和41年度	
2	旭川福祉専門学校	保育科	学校法人 北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	昭和50年度	
3	釧路短期大学	幼児教育学科	学校法人 緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	50	昭和55年度	
4	釧路専門学校	こども環境科	学校法人 北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	2年	50	昭和46年度	
5	拓殖大学北海道短期大学	保育科	学校法人 拓殖大学	深川市ムム4558-1	昼間	2年	80	昭和55年度	
6	國學院大學北海道短期大学部	幼児・児童教育学科	学校法人 國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	2年	75	昭和57年度	
7	函館大谷短期大学	こども学科	学校法人 函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	2年	70	昭和56年度	

8	道都大学	社会福祉学部 社会福祉学科 保育士養成課程	学校法人 北海道櫻井 産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	25	昭和60年度
9	道都大学 通信教育科	指定保育士養成課程	学校法人 北海道櫻井 産業学園	北広島市中の沢149番地	通信	3年	120	平成26年度
10	名寄市立大学短期大学部	児童学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	2年	50	平成6年度
11	北翔大学短期大学部	こども学科	学校法人 浅井学園	江別市文京台23	昼間	2年	140	平成14年度
12	藤女子大学	人間生活学部 保育学科	学校法人 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	平成12年度
13	光塩学園女子短期大学	保育科	学校法人 光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	昭和43年度
14	札幌国際大学短期大学部	幼児教育保育学科	学校法人 札幌国際大 学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	2年	140	昭和45年度
15	札幌大谷大学短期大学部	保育科	学校法人 札幌大谷学 園	札幌市東区北16条東9-1-1	昼間	2年	100	平成9年度
16	専門学校北海道福祉大学校	福祉保育学科	学校法人 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	50	平成14年度
17	せいとく介護こども福祉専 門学校	こども福祉科	学校法人 成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	平成5年度
18	旭川大学短期大学部	幼児教育学科	学校法人 旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	100	昭和46年度
19	オホーツク社会福祉専門学 校	こども未来学科	学校法人 栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	40	平成16年度
20	札幌こども専門学校	保育科	学校法人 三幸学園	札幌市中央区北1条西19丁目 1-10	昼間	2年	120	平成19年度
21	札幌国際大学	人文学部 心理学科子ども心 理専攻	学校法人 札幌国際大 学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	4年	50	平成21年度
22	北海道福祉教育専門学校	こども未来学科	学校法人 北斗文化学 園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	50	平成21年度
23	函館短期大学	保育学科	学校法人 野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	100	平成21年度
24	北海道文教大学	人間科学部 こども発達学科	学校法人 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	100	平成22年度
25	経専北海道保育専門学校	こども学科	学校法人 経専学園	札幌市南区澄川4条4丁目	昼間	2年	120	平成23年度
26	こども學舎	保育科 保育士養成通学課程 昼間部	特定非営利活動法人 進学支援の会	札幌市西区琴似2条3丁目1-3 テオービル3F	昼間	2年	80	平成25年度
		保育科 保育士養成通学課程 夜間部			夜間	3年	40	平成25年度
27	札幌学院大学	人文学部 こども発達学科	学校法人 札幌学院大学	江別市文京台11番地	昼間	4年	50	平成26年度
28	北翔大学	教育文化学部 教育学科 幼児 教育コース	学校法人 浅井学園	江別市文京台23番地	昼間	4年	50	平成26年度

○介護福祉士学校【6校7課程】

1	函館大谷短期大学	専攻科福祉専攻	学校法人 函館大谷学 園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	1年	25	平成元年度
2	帯広大谷短期大学	社会福祉科 介護福祉専攻	学校法人 帯広大谷学 園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	40	平成元年度
3	旭川大学短期大学部	専攻科 福祉専攻	学校法人 旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	1年	35	平成10年度
		生活学科 生活福祉専攻			昼間	2年	50	平成14年度
4	北翔大学	生涯スポーツ学部 健康福祉 学科	学校法人 浅井学園	江別市文京台23	昼間	4年	30	平成9年度
5	國學院大学北海道短期大学 部	専攻科 福祉専攻	学校法人 國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	1年	30	平成12年度
6	北海道医療大学	看護福祉学部 臨床福祉学科 介護福祉士養成コース	学校法人 東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	20	平成14年度

○福祉系高等学校等【6校6課程】

1	函館大妻高等学校	福祉科	学校法人 函館大妻学 園	函館市柳町14-23	昼間	3年	40	平成21年度
2	北海道留寿都高等学校	農業福祉科 農業福祉コース	留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都179-1	昼間	4年	20	平成21年度
3	北海道置戸高等学校	福祉科	北海道教育委員会	常呂郡置戸町字置戸256番地の 8	昼間	3年	40	平成21年度
4	北海道剣淵高等学校	総合学科 生活福祉系列	剣淵町	上川郡剣淵町仲町22番1号	昼間	3年	24	平成21年度
5	江陵高等学校	福祉科	学校法人 多田学園	中川郡幕別町字依田101- 1	昼間	3年	37	平成21年度
6	北海道平取高等学校	普通科 福祉コース	北海道教育委員会	沙流郡平取町本町109番地 2	昼間	3年	40	平成21年度

○福祉系大学等【13校17課程】									
1	藤女子大学	人間生活学部 人間生活学科	学校法人 藤学園	石狩市花川南4条5丁目7番地	昼間	4年	80	平成21年度	
2	北海道教育大学函館校	教育学部 人間地域科学課程 地域創生専攻	国立大学法人 北海道 教育大学	函館市八幡町1番2号	昼間	4年	40	平成21年度	
3	名寄市立大学	保健福祉学部 社会福祉学科	名寄市	名寄市西4条北8丁目1番地	昼間	4年	57	平成21年度	
4	北星学園大学	社会福祉学部 福祉学科	学校法人 北星学園	札幌市厚別区大谷地西2丁目3 番地1号	昼間	4年	95	平成21年度	
		社会福祉学部 福祉臨床学科			昼間	4年	95	平成21年度	
		社会福祉学部 福祉心理学科			昼間	4年	71	平成21年度	
5	札幌学院大学	人文学部 人間科学科	学校法人 札幌学院大 学	江別市文京台11番地	昼間	4年	50	平成21年度	
6	道都大学	社会福祉学部 社会福祉学科	学校法人 北海道櫻井 産業学園	北広島市中の沢149番地	昼間	4年	120	平成21年度	
7	北翔大学	人間福祉学部 地域福祉学科	学校法人 浅井学園	江別市文京台23番地	昼間	4年	80	平成21年度	
		人間福祉学部 医療福祉学科			昼間	4年	50	平成21年度	
		人間福祉学部 福祉心理学科			昼間	4年	80	平成21年度	
8	北海道医療大学	看護福祉学部 臨床福祉学科	学校法人 東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	90	平成21年度	
9	旭川大学	保健福祉学部 コミュニティ 福祉学科	学校法人 旭川大学	旭川市永山3条23丁目1番9号	昼間	4年	60	平成21年度	
10	専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	学校法人 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目15 番地	昼間	4年	30	平成21年度	
11	札幌医学技術福祉歯科専門 学校	社会福祉科	学校法人 西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目 1289-5	昼間	3年	40	平成21年度	
12	函館臨床福祉専門学校	社会福祉科	学校法人 西野学園	函館市美原1丁目	昼間	3年	40	平成21年度	
13	札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	学校法人 西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2 -28	昼間	3年	40	平成21年度	
○介護福祉士実務者学校【1校1課程】									
1	帯広大谷短期大学	介護福祉士実務者研修通信科	学校法人 帯広大谷学 園	河東郡音更町希望が丘3番地3	通信	7月	50	平成26年6月	
○社会福祉士学校【1校1課程】									
1	道都大学	通信教育科社会福祉士養成課 程（一般）	学校法人 北海道櫻井 産業学園	北広島市中の沢149番地	通信	1年 9月	40	平成27年度	
○精神保健福祉士養成施設【0校0課程】									
	該当なし								
合 計		71校	77課程				5,129名		

1.1. 総合衛生管理製造過程承認施設一覧

(1) 乳

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	森永乳業株式会社十勝工場	牛乳	十勝郡浦幌町字材木町1番地	H10.12.25	H28.9.25
		加工乳		H11.3.25	H28.9.25
2	森永乳業株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号	H15.11.26	H30.11.26
3	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	牛乳	河東郡音更町新通20丁目3番地	H17.6.28	H29.6.28
		脱脂乳		H17.6.28	H29.6.28
		加工乳		H17.6.28	H29.6.28
4	よつ葉乳業株式会社根釧工場	牛乳	釧路市大楽毛127番地	H10.1.19	H29.7.19
5	よつ葉乳業株式会社旭川工場	牛乳	旭川市永山北2条10丁目1番6号	H26.4.23	H29.4.23
6	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号	H10.1.19	H28.12.17
		脱脂乳		H10.6.17	H28.12.17
		加工乳		H10.6.17	H28.12.17
7	北海道乳業株式会社	牛乳	函館市昭和3丁目6番6号	H10.1.19	H29.7.19
8	株式会社明治札幌工場	牛乳	札幌市白石区東札幌1条3丁目5番50号	H10.6.17	H28.12.17
9	株式会社明治旭川工場	牛乳	旭川市永山北1条7丁目29番地	H10.6.17	H28.12.17
		加工乳		H10.6.17	H28.12.17
10	株式会社ミルクの郷本社工場 (ミルク館)	牛乳	札幌市東区丘珠町573番地27	H11.3.25	H28.9.25
		加工乳		H11.3.25	H28.9.25
		脱脂乳		H25.9.6	H28.9.25
11	倉島乳業株式会社仁木工場	牛乳	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11.3.25	H28.9.25
12	北海道日高乳業株式会社	牛乳	沙流郡日高町富川東2丁目920番地	H11.3.25	H28.9.25
13	株式会社北海道酪農公社	牛乳	江別市工栄町16番地	H11.10.1	H29.4.1
14	株式会社豊富牛乳公社	牛乳	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地	H15.9.9	H30.9.9
		脱脂乳		H22.4.1	H30.9.9
		加工乳		H22.4.1	H30.9.9
15	株式会社函館酪農公社	牛乳	函館市中野町118番地の17	H17.11.24	H29.11.24
16	株式会社牧家乳製品加工場	牛乳	伊達市弄月町46-30	H18.8.1	H30.8.1
17	新札幌乳業株式会社	牛乳	札幌市厚別区厚別東4条1丁目1番7号	H19.5.16	H28.5.16
18	雪印メグミルク株式会社札幌工場	牛乳	札幌市東区苗穂町6丁目1番1号	H23.10.19	H29.10.19
19	くみあい乳業株式会社	牛乳	旭川市永山北2条10丁目1番6号	H25.7.11	H28.7.11
		加工乳		H27.7.2	H28.7.11

(2) 乳製品

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	森永乳業株式会社佐呂間工場	脱脂粉乳	常呂郡佐呂間町字西富123	H17.12.28	H29.12.28
2	森永乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別清川町18番地	H17.12.28	H29.12.28
3	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	乳飲料	河東郡音更町新通20丁目3番地	H17.6.28	H28.9.25
4	よつ葉乳業株式会社根釧工場	クリーム	釧路市大楽毛127番地	H11.3.25	H28.9.25
		脱脂粉乳		H17.12.28	H28.9.25
5	よつ葉乳業株式会社宗谷工場	脱脂粉乳	枝幸郡浜頓別町智福2丁目4番地	H18.1.4	H28.9.25
6	よつ葉乳業株式会社オホーツク北見工場	クリーム	紋別市渚滑町元西141番地	H11.3.25	H28.9.25
		脱脂粉乳		H18.1.6	H28.9.25
7	北海道乳業株式会社	クリーム	函館市昭和3丁目6番6号	H10.1.19	H28.12.17
		乳飲料		H10.1.19	H28.12.17
		発酵乳		H10.6.17	H28.12.17
		脱脂粉乳		H20.5.9	H28.12.17
8	株式会社明治札幌工場	乳飲料	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50	H10.6.17	H28.12.17
		発酵乳		H10.6.17	H28.12.17
9	株式会社明治本別工場	クリーム	中川郡本別町新町1番地	H10.12.25	H29.6.25
10	株式会社明治根室工場	無糖練乳	根室市厚床1丁目167番地	H11.3.25	H28.9.25
11	株式会社明治西春別工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別43の7	H17.12.28	H29.12.28
12	株式会社明治稚内工場	脱脂粉乳	稚内市声間5丁目41番1号	H18.1.30	H30.1.30
13	株式会社明治十勝工場	クリーム	河西郡芽室町東芽室北1線15-2	H22.5.6	H28.5.6
14	高梨乳業株式会社北海道工場	クリーム	厚岸郡浜中町茶内栄44番地	H10.9.30	H29.3.31
		脱脂粉乳		H17.11.24	H29.3.31
15	株式会社ミルクの郷本社工場 (ミルク館)	乳飲料	札幌市東区丘珠町573番地27	H11.3.25	H28.9.25
16	倉島乳業株式会社仁木工場	乳飲料	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11.3.25	H28.9.25
17	北海道日高乳業株式会社	乳飲料	沙流郡日高町富川東2丁目920番地	H11.3.25	H28.9.25
18	雪印メグミルク株式会社磯分内工場	クリーム	川上郡標茶町字熊牛原野15線東1-3	H23.4.22	H29.4.22
		脱脂粉乳		H23.4.22	H29.4.22
19	雪印メグミルク株式会社興部工場	無糖練乳	紋別郡興部町字興部853	H23.4.22	H29.4.22
20	雪印メグミルク株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町別海鶴舞町8	H23.4.22	H29.4.22
21	雪印メグミルク株式会社幌延工場	脱脂粉乳	天塩郡幌延町栄町12番地	H23.4.22	H29.4.22
22	株式会社豊富牛乳公社	乳飲料	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地	H24.10.10	H30.10.10
23	くみあい乳業株式会社	乳飲料	旭川市永山北2条10丁目1番6号	H25.7.11	H28.7.11

(3) 食肉製品

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	プリマハム株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	上川郡清水町本通西2丁目11番地1号	H10.11.20	H29.5.20
		非加熱食肉製品		H10.11.20	H29.5.20
		加熱後包装食肉製品		H10.11.20	H29.5.20
2	日本ハム北海道ファクトリー株式会社	加熱後包装食肉製品	旭川市旭神2条2丁目1番9号	H20.9.29	H29.9.29
3	丸大食品株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H10.11.20	H29.5.20
		加熱後包装食肉製品		H10.11.20	H29.5.20
4	丸大食品株式会社北海道工場	非加熱食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H19.12.10	H28.12.10
5	伊藤ハムデイリー株式会社小樽工場	加熱後包装食肉製品	小樽市銭函5丁目61番地3	H10.11.20	H29.4.1
		包装後加熱食肉製品		H11.10.1	H29.4.1
6	春雪さぶーる株式会社早来工場	加熱後包装食肉製品	勇払郡安平町遠浅40番地1	H19.4.9	H31.4.9

(4) 魚肉練り製品

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	佐藤水産株式会社サーモンファクトリー	魚肉ハム・ソーセージ	石狩市新港東1丁目54番地	H14.5.28	H29.5.28
2	一正蒲鉾株式会社北海道工場	その他の魚肉練り製品	小樽市銭函3丁目263-10	H25.6.18	H28.6.18

(5) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	日本罐詰株式会社十勝工場第3工場	缶詰	河西郡芽室町西9条9丁目1番地	H15.5.15	H29.9.5

(6) 清涼飲料水

(平成28年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	大塚食品株式会社釧路工場	無殺菌・無除菌	釧路市音別町あけぼの2丁目4番地	H14.8.22	H29.8.22
2	ゴールドパック株式会社恵庭工場	殺菌後密栓・密封 ミネラルウォーター類 無殺菌・無除菌	恵庭市戸磯573番地39	H26.9.4	H29.9.4

12. 対EU輸出水産食品認定施設一覧

(平成28年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社寺本商店食品工場	冷凍卵付帆立貝柱、冷凍帆立貝柱	紋別郡湧別町曙町39-1
2	株式会社マルキチ	冷凍卵付帆立貝柱（加熱用） 冷凍帆立貝柱（生食用）	網走市北3条東2丁目5-2
3	株式会社マルキチ第四工場	（冷凍・冷蔵業）	網走市北6条東2丁目6
4	株式会社マタツ水産	冷凍帆立貝柱、冷凍帆立卵付貝柱	山越郡長万部町字国縫165番地の51
5	株式会社マルキチ第二工場	冷凍帆立卵付貝柱（加熱用） 冷凍鮭ドレス 冷凍低塩いくら 冷凍塩いくら チルド鮭ドレス（加熱用） 冷凍片貝帆立（加熱用）	網走市北9条東1丁目7-7
6	北海道ファインケミカル株式会社	精製魚油、高度精製魚油	函館市浅野町3番6号
7	株式会社マルキチ第三工場	冷凍帆立貝柱（生食用） 冷凍卵付帆立貝柱（加熱用）	網走市北8条東1丁目12-3
8	稚内東部株式会社	冷凍ほたて貝柱（生食用） 冷凍ほたて卵付貝柱（加熱用）	稚内市新港町1番20号
9	異冷凍食品株式会社 ほたて工場	冷凍食品ほたて貝柱（生食用） 冷凍食品ほたて貝柱卵巣付（加熱用）	宗谷郡猿払村鬼志別西町187番地
10	株式会社モリタン紋別支店 帆立工場	冷凍帆立貝柱	紋別市北浜町1丁目4番34号
11	株式会社マルキチ 原料保管庫	（原料保管倉庫）	網走市北3条東2丁目4
12	上印 同和食品株式会社	冷凍帆立貝柱	網走市北6条東1丁目13番地
13	上印 宮川漁業株式会社 第1工場	（冷凍・冷蔵業）	網走市北4条東2丁目6番地1
14	枝幸漁業協同組合水産物処理加工施設	冷凍ほたて貝柱（生食用）	枝幸郡枝幸町新港町7962-26
15	株式会社丸高商店	冷凍帆立貝柱	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町6204-17
16	株式会社カネコメ田中水産	冷凍帆立貝柱	網走市北1条東2丁目11-1
17	横浜冷凍株式会社 喜茂別物流センター	（冷凍・冷蔵業）	虻田郡喜茂別町字相川84-1
18	マルカイチ水産株式会社 ホタテ加工施設	冷凍帆立貝柱（生食用）	紋別市新港町2丁目16-3
19	マルカイチ水産株式会社 第7工場	（冷凍・冷蔵業）	紋別市新港町2丁目7-1

13. 対米国輸出水産食品認定施設一覧

(平成28年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社竹田食品 F2工場	いか塩辛	函館市浅野町3番10号
2	稚内東部株式会社	冷凍白鮭ドレス（IQF、ブロック）	稚内市新港町1番20号
3	メイホク食品株式会社	ソフトさきいか、さきいか漁火、 あたりめ、いかくん	北斗市清水川220-1
4	株式会社マルキチ	冷凍ホタテ貝柱	網走市北3条東2丁目5番地2
5	常呂漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍鮭ドレス	北見市常呂町字東浜23番地の4
6	北見食品工業株式会社水産加工センター	冷凍さけドレス（加熱調理）	網走市北5条東2丁目2

	認 定 施 設 名	輸 出 品 目	所 在 地
7	オルソン株式会社恵庭工場	紅鮭フレーク	恵庭市戸磯201-11
8	株式会社北勝水産	冷凍ホタテ貝柱、冷凍秋鮭ドレス、冷凍塩イクラ、冷凍イクラ醤油漬け、冷凍生イクラ	常呂郡佐呂間町字浪速51番地
9	株式会社函館なとり	チーズかまぼこ	北斗市清水川142番地12
10	株式会社寺本商店食品工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍帆立ひらき、帆立貝柱(チルド)	紋別郡湧別町曙町39-1
11	マルヒ水産株式会社	冷凍鮭ドレス	斜里郡斜里町前浜町2番地1
12	井原水産株式会社本社第1工場	無漂白塩数の子	留萌市船場町1丁目24番地
13	株式会社丸高商店	冷凍帆立貝柱	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町6204-17
14	株式会社日洋フレッシュ釧路工場	鮭フレーク 101	釧路市新野24番1070
15	上印 同和食品株式会社	冷凍ホタテ貝柱	網走市北6条東1丁目13
16	紋別漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍帆立貝柱	紋別市新港町1丁目4番地
17	沙留漁業協同組合	冷凍ほたて貝柱	紋別郡興部町字沙留141-1
18	株式会社カネコメ田中水産	冷凍帆立貝柱	網走市北1条東2丁目11番地1
19	マルカイチ水産株式会社	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町2丁目11-7
20	猿払村漁業協同組合冷凍食品工場	冷凍ホタテ貝柱	宗谷郡猿払村浜鬼志別
21	佐呂間漁業協同組合生冷処理工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字富士番外地
22	丸食北見食品工業株式会社食品工場	冷凍ほたて貝柱(生食用)	網走市海岸町1番8号
23	株式会社ヤマニ吉岡水産	冷凍ホタテ貝柱	紋別市渚滑町1丁目32番地
24	株式会社小川商店	冷凍ホタテ貝柱	虻田郡洞爺湖町入江89-5
25	株式会社カネヒロ鮭フレーク工場	鮭フレーク	根室市琴平町3丁目26番地
26	株式会社丸本本間水産本社工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字若里39番地
27	ぐるめ食品株式会社	塩たらこ	増毛郡増毛町弁天町1丁目12番地1
28	株式会社加藤水産阿分工場	塩数の子	増毛郡増毛町アブン82-1
29	雄武漁業協同組合流通加工部	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡雄武町字雄武1865番地
30	株式会社マルキチ第二工場	冷凍サケドレス、冷凍生サケイクラ、冷凍ボイルズワイガニセクション、冷凍ボイルタラバ姿、冷凍ボイルタラバセクション、冷凍生タラバセクション、冷凍ボイルズワイ姿、冷凍生ズワイセクション、冷凍塩サケイクラ、冷凍サケフィーレ(加熱用)	網走市北9条東1丁目7-7
31	株式会社マタツ水産	冷凍ホタテ貝柱	山越郡長万部町字国縫165-51
32	株式会社マルサ笹谷商店 釧白工場	いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6番地578
33	トナミ食品工業株式会社追分工場	対米向け活いかお造り	北斗市追分4丁目6番8号
34	株式会社オダ水産	冷凍帆立貝柱	紋別郡雄武町字雄武42番地
35	マルカイチ水産株式会社ホタテ加工施設	冷凍帆立貝柱	紋別市新港町2丁目16-3
36	株式会社モリタン紋別支店帆立工場	冷凍帆立貝柱	紋別市北浜町1丁目4番34号

14. 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(平成28年3月31日現在)

登録検査機関の名称及び所在地	製品検査を行う検査施設の名称及び所在地	登録区分
<p>一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号</p>	<p>一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号</p>	<p>第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項</p>
<p>一般財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区大門2丁目4番6号</p>	<p>一般財団法人日本冷凍食品検査協会 札幌検査所 札幌市中央区北1条西21丁目3番17号</p>	<p>第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項</p>
<p>一般財団法人日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52番1号</p>	<p>一般財団法人日本食品分析センター 千歳研究所 千歳市文京二丁目3番</p>	<p>第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項</p>
<p>株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 札幌市中央区北12条西20丁目1-10</p>	<p>株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 細菌検査室 札幌市中央区北12条西20丁目1-10</p>	<p>第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項</p>

15. 健康保険組合一覧

(平成28年3月31日現在)

	健康保険組合名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道新聞社健康保険組合	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6	昭和19. 7. 1
2	北海道農業団体健康保険組合	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目1-4	昭和22. 8. 1
3	北海道電力健康保険組合	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2	昭和25. 5. 1
4	北洋銀行健康保険組合	060-0042	札幌市中央区大通西3丁目7 北洋大通センター	昭和26. 8. 1
5	北海道銀行健康保険組合	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14-2	昭和31. 4. 1
6	北海道信用金庫健康保険組合	060-0809	札幌市中央区北4条西5丁目1-4	昭和33. 6. 1
7	栗林商会健康保険組合	051-0023	室蘭市入江町1-19	昭和33. 7. 1
8	北海道通運業健康保険組合	060-0005	札幌市中央区北3条西3丁目1-47 ヒューリック札幌NORTH33ビル	昭和37. 4. 1
9	檜崎健康保険組合	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1 プレスト1・7ビル	昭和38. 12. 1
10	エア・ウォーター健康保険組合	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2 エア・ウォータービル	昭和45. 4. 1
11	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目1-24	昭和63. 4. 1
12	溪仁会健康保険組合	006-0811	札幌市手稲区前田1条12丁目2-30	平成21. 10. 1
13	北海道医療健康保険組合	060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目 札幌第一生命ビル	平成22. 10. 1
14	ツルハホールディングス健康保険組合	065-0024	札幌市東区北24条東20丁目1-21	平成27. 4. 1

16. 厚生年金基金一覧

(平成28年3月31日現在)

	厚生年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道石油業厚生年金基金	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-47 北海道石油会館	昭和46. 5. 1
2	北海道病院厚生年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目3-1 第一生命ビル	昭和59. 10. 1
3	北海道商店街厚生年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター	平成 5. 11. 22

17. 国民年金基金一覧

(平成28年3月31日現在)

	国民年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道国民年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西4丁目2 札幌ノースプラザ	平成 3. 5. 1

18. 企業年金基金一覧

(平成28年3月31日現在)

	企業年金基金名	郵便番号	住所	承認月日
1	大丸藤井企業年金基金	003-8504	札幌市白石区菊水3条1丁目8-20	平成16. 5. 1
2	北海道コカ・コーラ企業年金基金	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	平成16. 6. 1
3	アークスグループ企業年金基金	064-8610	札幌市中央区南13条西1丁目2-32	平成16. 8. 1
4	北海道銀行企業年金基金	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14-2	平成18. 3. 31

19. 学生納付特例事務法人・事務取扱教育施設一覧表

	法人・教育施設名	法人番号	所在地	指定・確認 年月日	備考（学校名）
1	国立大学法人小樽商科大学	法人番号9430005008078	小樽市	H20.4.28	小樽商科大学
2	学校法人北海道武蔵女子学園	法人番号6430005000789	札幌市	H20.6.11	北海道武蔵女子短期大 学
3	市立小樽病院高等看護学院	法人番号9000020012033	小樽市	H20.9.4	市立小樽病院高等看 護学院
4	国立大学法人北海道大学	法人番号6430005004014	札幌市	H20.10.30	北海道大学
5	学校法人成徳学園	法人番号2430005000743	札幌市	H26.9.5	札幌社会福祉専門学校
6	滝川市立高等看護学院	法人番号2000020012254	滝川市	H26.9.16	滝川市立高等看護学 学
7	学校法人千歳科学技術大学	法人番号1430005005941	千歳市	H26.9.16	千歳科学技術大学
8	学校法人創研学園	法人番号1430005000752	札幌市	H26.9.16	看予備
9	一般社団法人上川北部医師会	法人番号2450005003760	名寄市	H26.9.16	上川北部医師会附属准 看護学院
10	学校法人栗原学園	法人番号9460305000112	北見市	H26.9.16	北見商科高等専修学 校・北見情報ビジネス 専門学校・オホーツク 社会福祉専門学校
11	学校法人光塩学園	法人番号1430005000703	札幌市	H26.10.1	光塩学園女子短期大 学・光塩学園調理製菓 専門学校
12	学校法人新学舎	法人番号4430005004180	札幌市	H26.10.1	大学受験予備校クラス ユニック
13	学校法人緑蔭会	法人番号7450005001982	旭川市	H26.10.1	北海道医学技術専門学 学
14	学校法人常松学園	法人番号3430005000759	札幌市	H26.10.2	札幌工科専門学校
15	一般財団法人北海道農業協同組合学校	法人番号4430005005575	江別市	H26.10.2	北海道農業協同組合学校
16	学校法人上村学園	法人番号7460305001293	北見市	H26.10.2	北見美容専門学校
17	一般財団法人志星学園	法人番号6430005004757	北広島市	H26.10.21	北海道歯科技術専門学 学
18	一般社団法人釧路市医師会	法人番号8460005001361	釧路市	H26.11.17	釧路市医師会看護専門 学校
19	国立大学法人旭川医科大学	法人番号2450005001797	旭川市	H27.5.12	旭川医科大学
20	北海道公立大学法人札幌医科大学	法人番号8430005004986	札幌市	H27.7.6	札幌医科大学
21	国立大学法人北見工業大学	法人番号6460305000387	北見市	H27.11.20	北見工業大学
22	学校法人淳心学園	法人番号9430005000737	札幌市	H28.1.25	北海道千歳リハビリ テーション学院

20. 国家資格の概要

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師

「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」及び「きゅう師」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく資格であり、それぞれ厚生労働大臣の免許を受けて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者をいいます。

(2) 栄養士

「栄養士」とは、栄養士法に基づく資格であり、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。

栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付します。

(3) 管理栄養士

「管理栄養士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいいます。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおりです。

(ア) 管理栄養士養成施設を卒業した者

(イ) 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設（2～4年）の修業年限に応じた実務経験を有する者（修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和されます。）

(4) 保育士

「保育士」とは、児童福祉法に基づく資格であり、同法第18条の18第1項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、保育士となるためには、都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録を交付することになっています。

(ア) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者

(イ) 保育士試験に合格した者

(5) 社会福祉士

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格であり、同法第28条の登録を受け、社会福祉士名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

なお、社会福祉士となる資格を有するためには社会福祉士試験に合格することが必要であり、社会福祉士となるためには、同法第35条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は社会福祉士を登録したとき、申請者に社会福祉士登録証を交付することになっています。

(6) 介護福祉士

「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、介護福祉士となるためには、同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。

- (ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- (イ) 介護福祉士試験に合格した者

(7) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法に基づく資格であり、同法第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいいます。